

# 世界と議会

World  
and  
Parliament

尾崎行雄記念財団  
www.ozakiyukio.jp

2017 春号

OZAKI  
YUKIO

## 特集：地方政治と人間学

尾崎財団設立六十周年記念・琴堂塾公開講座

「論語と佐藤一斎『言志四録』」／長峯 基

地方議会議員の声

小池劇場、激動の都政は何処へ向かうのか？

二元代表制の在り方を考える／両角 雅

江東区に見る地方自治の課題について／鈴木 清人

報徳思想の発祥地・神奈川から考える私的教育論／武田 翔

スポーツによる地域振興を実現するために／黒崎 祐一

特別掲載

「東京市長時代の尾崎行雄」

特別論文

国会における「女性活躍」に関する考察／橋本 晶代



# 『世界と議会』

## (春号) 目次

号堂言行録 ..... (2)

### 特集：地方政治と人間学

尾崎財団設立六十周年記念・号堂塾公開講義

「論語と佐藤一斎『言志四録』」..... 長峯 基 (4)  
(元参議院議員・長峯学園さくら幼稚園理事長)

地方議会議員の声

小池劇場、激動の都政は何処へ向かうのか？  
二元代表制の在り方を考える ..... 両角 穰 (16)  
(東京都議会議員)

地方議会議員の声

江東区に見る地方自治の課題について..... 鈴木 清人 (24)  
(江東区議会議員)

地方議会議員の声

報徳思想の発祥地・神奈川から考える私的教養論..... 武田 翔 (32)  
(神奈川県議会議員)

地方議会議員の声

スポーツによる地域振興を実現するために..... 黒崎 祐一 (36)  
(港区議会議員)

特別掲載

「東京市長時代の尾崎行雄」..... (40)

### 特別論文

国会における「女性活躍」に関する考察..... 橋本 晶代 (56)  
(衆議院議員秘書)

財団だより..... (68)

## 党略政争を排す

今日各政党がやっていることは政策の争いではなく、党略本位の政争である。これほど悪いことはないのだが、国民は案外平気で眺めている。敗戦で国が生きるか死ぬかの瀬戸際に立っている時だから、くだらぬ政争はやめて生産高を増すことに総がかりで努力すべきだ。現在のように消費的な喧嘩ばかりしては問題にならない。野党の側でも内閣を倒すことだけは知り、後継内閣を作することは知らない。

先頃も幣原内閣を倒しはしたが作ることはできず、倒した内閣の外務大臣を迎えてようやくこれを組織し、そのうえ自由・進歩の兩大政党は彼らが打撃し打倒した内閣の首相と外相を迎えて総裁とした。これでは政変の意味は全然ないのだが、

が多いようだ。

政治家は国家の存亡をよそに党争をやっている。資本家と労働者は喧嘩をする。都市と農村は軋轢している。今度の選挙は日本が更生復興するか否かを決する意味もあるので、どうか立派な選挙を行なってもらいたい。特に青年諸君に躍起してもらいたく熱願する次第である。

一九四七年（昭和二十二年）『峯堂清談』より



明治39年 東京市長室にて

国民も政党も平気である。あたかも古家を無理に壊し、古材木を集めて前より悪い家を作ったようなものだ。馬鹿馬鹿しい限りである。

今は政争を中止して挙国一致救国政権を確立し、兎に角危機を突破すべきである。政争に没頭し、ストライキ騒ぎをやっているのは自滅の手伝いをやっているものといってよい。それには純真な青年が奮然躍起して、国を救う以外方法はなからうと思われる。老人は昔の習慣や癖がぬけず、政党の争いをすぐ感情でやる。青年の純情と熱意だけが頼みである。しかるに地方によっては唯一の頼みである青少年までもがゼネストに参加したり、内閣打倒運動に協力したりしている。しかもろくにその理由も理解せず、漫然とやっている者

国よりも

党を重んじ

党よりも

身を重んじる

人の群れかな

昭和二十五年

尾崎行雄

## 《尾崎財団設立六十周年記念・峯堂塾公開講義》

## 「論語と佐藤一斎『言志四録』」

## 長峯 基

(元参議院議員・長峯学園さくら幼稚園理事長)



長峯 基(ながみね・もとい)  
一九四一年、宮崎県都城市に生まれる。一九六五年に福岡大学薬学部を卒業、山之内製薬に入社する。一九七九年に宮崎県議会議員に初当選、以後四期を務める。一九九〇年には宮崎県議会副議長に就任。一九九五年七月、第一七回参議院議員通常選挙に自由民主党公認で宮崎県選挙区より出馬し初当選。総理府総括政務次官などを歴任する。現在は福岡大学薬学部非常勤講師、論語指導者育成塾(安岡定子塾長)第一期生としても活躍中。

## (一)「人生の本舞台」と「論語」

峯堂・尾崎行雄先生の本『人生の本舞台』。その冒頭にはこのような事が書かれています。

「六十〜七十歳までの間に蓄積した金銀財宝を子孫にも譲らず社会にも寄付せず、これを焼き捨てて隠退する人があったなら、世間はこれを何と評するだろう。多分ばかか狂気者と言うであろう。知識経験は金銀財宝よりも貴い。しかるに世間には六十〜七十歳以降はこの貴重なものを利用せずに隠退する人がいる。たわげ者ではあるまいか。金銀財宝は他人に譲ることができるが、知識経験はそれができない。ゆえに死ぬ瞬間まで自分でこれを使用しなければならぬ。有形の資産は老年に及んで喪失することがあるが、無形の財産たる知識経験は年とともに増すばかりで、死ぬ前が最も豊富なときである。ゆえに最後まで利用の道を考えねばならない。」

尾崎先生が「人生の本舞台は常に将来に在り」という言葉に出会ったのは七十四歳のときといわれています。私は去年(二〇一五年)同じく七十四を迎えましたが、論語の話をして欲しいということでの峯堂塾からお声が掛かりました。それから一年、今日は財団設立六十周年ということで、人生の本舞台という言葉

を思い出しながら皆様とお話しする機会をいただいている次第です。

論語が日本に入ってきたのは六〇四年頃とされています。コピー機も何もなかった時代、遣隋使が中国に行って論語を勉強して、そのことを日本に伝える。日本人が論語を学び解釈した、そのスタートは聖徳太子の「十七条憲法」といえるでしょう。十七条の第一条に「和をもって貴しとなし、忤うこと無きを宗とす。」とあります。日本人の和というのはここから来ています。優しさか思いやりとか、全部この十七条に入っています。

## (二) 儒学の大家・佐藤一斎

今からお話しします佐藤一斎の『言志四録』、これも基本は全部論語です。この『言志四録』というのは、一斎が四十二歳から約四十年間にわたって書き溜めた語録の総称で、人生訓の集大成といえるでしょう。『言志録』、『言志後録』、『言志晩録』、そして『言志耄録』。老人の「老」に「至」と書いて耄録といいますが、これが八十歳から二年間の執筆であります。その中にある「三学戒」というのは、「少にして学ばば、則ち壮にして為すなり」で有名な言葉ですね。

続いて「壮にして学べば、則ち老いて衰えず」、そして「老いて学べば、則ち死して朽ちず」。これは小泉(純一郎)総理が教育基本法の審議中に採り上げたことで注目されました。子どもは子ども、壮年は壮年、老人は老人でそれぞれ学びましょうという、生涯教育のよいうなものだと思います。ところが当時、ほとんどの新聞記者はこの言葉を知らなかった。何だあれは、ということで、佐藤一斎の出身地でもある岐阜県、恵那市とともに非常に広く知られるようになりました。

この佐藤一斎という人物ですが、御茶ノ水に湯島聖堂というのがありますね。あそこに孔子像がありますけれども、ここはかつて昌平坂学問所、昌平黉という当時一番の学校でした。その学長を務めていた人物です。今でいうと東京大学の総長みたいなものです。

その門下生は五千人から六千人にも上るといわれております。お配りした資料にもありますが、佐久間象山、横井小楠、中村正直、若山勿堂、山田方谷など、多くの人材を輩出しています。山田方谷は備中松山藩の財政を立て直した人ですね。そして西郷隆盛。私が一番尊敬している政治家ですが、西郷さんは書物を通じて佐藤一斎の教えに学んでいます。他にも孫弟子に

郎さんというのは、平成の元号を考案したり、昭和天皇の「終戦の詔勅」を推敲指南した安岡正篤先生(まさとく)の直系のお弟子さんです。

『言志四録』は全部で千百三十三条もあるわけですから、それを何項目にして皆さんにお話ししようかと悩みました。それで、実は恵那市、佐藤一斎ゆかりの地を訪れ、勉強に行きました。恵那市岩村町の商店街には一斎が残した名言が書かれた二百枚もの木板が家々の軒下に掲げられ、街のあちこち、駅前にも石碑が建っています。町を挙げて佐藤一斎の教えを盛り上げ、支えています。その二百条の中から、私が二十五条を選びました。本日はこれを解説します。

### (二) 厳選「言志四録」二十五条

#### ①「凡そ事を作すには、須らく天に事づるの心有り」

これは西郷隆盛の「敬天愛人」という言葉にもありますように、全て天が決めるんだと。先ほどお話ししたように、この世に生まれたのも死ぬのも天命だということですね。天という場合は、神様、仏様、どんな宗教でも結構です。要するに運命というのは天が決める

は勝海舟、吉田松陰、高杉晋作、伊藤博文、木戸孝允……こういう錚々たる人物をこの湯島聖堂、昌平坂学問所を通じて育てているんですね。

江戸時代までは藩校というものが全国に二百三十から二百四十ぐらいありました。小さいものも合わせる五百〜六百という人もおりますけれども、数多くの藩校がありました。それを廃藩置県で現在の都道府県にしたわけですね。その藩校のときに、各藩が優秀な人材をこの昌平黉に送り出して学ばせ、そこで学問を修めた人たちがふるさとに戻り、藩の行財政や教育などをいろいろと担ったわけです。

山田方谷が生まれ育ったのは現在の岡山県ですよね、財政の神様といわれている人です。西郷隆盛は奄美大島と、徳之島の沖永良部、二度の島流しに遭っています。そのときにこの『言志四録』を持っていてほとんど暗記した。その経験が明治維新で活躍する胆力を養うことにつながりました。西郷が自ら選りすぐったものが『南洲手抄言志録』として百一条にまとめられています。いま(会場で)回覧しているのは渡邊五郎三郎先生という方が書いていますが、致知出版社が出しています。これはいい本です。この渡邊五郎三

るとというのが一番目です。

#### ②「着眼高ければ、則ち理を見て岐せず」

目の付けどころが高く広ければ、物事の道理が見えて迷わずに判断できますね。

#### ③「愛敬の心は、即ち天地生々の心なり」

愛し敬う心です。愛するだけじゃなく、敬うことが、まさに天地界において万物を生長し発展させる心につながります。

#### ④「青天白日は、常に我に在り」

爽快な気分でいられるか否か、常に自分自身にあります。喜怒哀楽は全て自分の心で決める。自分が決めているんですよ。これは陽明学の基本ですね。人間には喜怒哀楽がある、これとの戦いです。だから喜怒哀楽の「怒」や「哀」がなくなると、穏やかで優しい、素晴らしい人間になりますね。だからできるだけ怒らないようにしてくださいね。「勉強せんねー」とか。もうみんな言わなくてもその人が分かっているわけだから。夫婦げんかもしない。喜怒哀楽は自分の心が決める

んです。本当にそうだなと思います。自分との戦いだから、怒ったときに「もういいじゃないか、もう怒るな。そんなことは我慢しろ、我慢しろ」というと、いつの間にかなくなってしまう。気持ちを静めて「今日はこんなことがあって困ったのよ」と、夫婦や家族、友人や同僚と話すと、スーッとする。喜怒哀楽は自分の心が決める。自分の中では熱くても、人に話すと何でもないことなんです。何でもないことで怒ることはない、ということですね。

⑤ 「石重し。故に動かず。根深し。故に抜けず。人は当に自重を知るべし」

これはそのままですね。人間の生き方は、自然から学ぶこともたくさんあります。

⑥ 「憤の一字は、是れ進学の機関なり」

これは大事ですよ。発奮する、「やるぞ」と決める。憤の一字、これは人間成長のもとです。

⑦ 「人を教つる者、要は須らく其の志を責むべし」

志を責めなきゃいかん。勉強しなさいというんじゃないです。んです。んです。

⑩ 「一燈を提げて暗夜を行く。暗夜を憂うること勿れ。只だ一燈を頼め」

これも有名な言葉です。前に秘書と話をしておつたら、「ああ、暗がりには提灯を持っておつたらいいということですね」と言うから、そうじゃないんだよと言ったのを覚えていきます。

一燈は比喻ですから、提灯が必要だということではないんです。自分の信念を貫けということなんです。どんなことが起こっても自分の強い信念で生きていく。それが一燈なんです。それぞれの人が持っている一燈、それは学ぶことから始まります。

人間は何によって学ぶか。まず「人」です。小学校時代の恩師が良かった、高校で先生が良かった、塾の先生が良かった。つまり人ですね。

それから二番目、「本」ですね。自分の出会った本、あの本を読んで感動した。西郷さんが『言志四録』を通じて佐藤一斎から教えを学んだのと一緒ですね。

三番目が「経験」です。自分はこういう経験をした。企業が倒産した、大変苦しいときがあった。選挙に落

ないんですよ。「あなたは何を目標に生きているのか」、そのままでは、そうなるには努力が足りないんじゃないか、ということですね。

⑧ 「経書を読むは、則ち我が心を読むなり。我が心を読むは即ち天を読むなり」

これもいいですね。経書というのは聖人や賢人の書いた本を指します。そして自分の心を読む。書物を読むというのは「内省」なんです。自己との対話なんです。これは大事ですよ。読書というのは自己との対話です。内省、瞑想にも通じますね。本を読みながら自分自身と対話するということです。

#### (四) 教育基本法の礎 「三学戒」

⑨ 「少くして学べば、則ち壮にして為すこと有り。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。老いて学べば、則ち死して朽ちず」

私も「老いて学べば、則ち死して朽ちず」と思いながら、ここに一生懸命考えて今も勉強しています。尾崎聖堂の「人生の本舞台は常に将来に在り」と一緒に

選した、苦しいときがあったという苦しい経験。私も過去には選挙で落選を経験したんですけれども、振り返ると決して無駄ではなかったという思い出になります。自分でそうしてきたんですよ。その後が大事です。失敗をしたときに、その後どういことをするかという経験です。

四番目は「天」です。天——これを感じ取るようになったのは七十歳を過ぎてからです。七十にして」という論語の一節があります。「己の欲する所に従うのに矩を踰えず」。自分が好きなようにしても、人に迷惑を掛けなくなるといのが七十歳、これも『人生の本舞台』で尾崎先生が触れています。三十七頁目のところ。そうなるかどうか、実際は人それぞれなのかも知れませんが、天が何を言わんとしているかというのを感じる、そういう年齢は、私は七十歳だろうと思うんです。人から学ぶ、本から学ぶ、経験から学ぶ、そして天から学ぶ。それぞれが一燈につながります。

⑪ 「分を知り、然る後に足るを知る」

自分自身の程を知りなさい。そして足ることを知

る。これは孔子でなく、老子の影響を受けた言葉ですね。足るを知るは、満足することを知りましょう、ということですね。

⑫「克己こくぎの工夫は一呼吸の間に」  
 何か怒りとか工夫とか、そういうのは一呼吸ですよ。力が溜まったとき、一呼吸おくと怒りが静まるんですね。私欲を抑えるとき、一呼吸の間に己を省みて私欲を抑えることができる。カッとなっても「ちよつと待て。これは言うべきでない」。その一呼吸、ぜひ皆さんも、そういう訓練をしてください。

⑬「人の大欲は飲食男女に如くは莫しな。故に専ら此の二者を戒む」  
 食べ物と異性には気を付けなさいということですね。今年是不倫が色々世間を騒がせた一年だったように思います。三木武吉のような、愛妾あいしやうたちが全部選挙区に帰って一緒に政治運動をしたのはいふん昔の話になりましたね。

⑭「心の安穩なる処は、即ち身の極楽なる処なり」  
 いいですね。健全な肉体に健全な心が宿るといいます。食の欲せざる所、人に施すこと勿れ。自分がしてほしくないことは人にするな。夫婦関係でも親子関係でも身内でも、自分にしてほしくないことは人にもしちゃいけない。基本は夫婦関係ですね。恕というものは非常に大事なことです。

⑰「私欲の制し難きは、志の立たざるに由よる」  
 これもいいですね。志を立てるといって「立志」が、物事を成就するためには大事であるということですね。もともと『言志録』というのは、「志を言う」ということですね。「言志」、志を言うことよって引つ込みがつかなくなるような自分を作る、ということですね。宣言してしまえば引つ込みがつかみませんから。

私は四歳か五歳の頃から生来、政治家になる、政治家になつて日本を良くするんだと言っていました。周りからは、バカじゃないかと言われて笑われていました。しかしやっぱり、言えはいいですね。引つ込みがつかないんです。肚はらをくくる、ということですね。

とですね。

⑮「事物は大抵七八分を以て極処とせり」  
 これもいいですね。大体七〇八割ができたらもうオツケーですよということですね。南九州の言葉で、「てげてげ」という言葉があるんです。東京ではあまり使わないでしょう。ちょうどいい塩梅、アバウト。いい意味で「適当」という意味です。だからあまり一〇〇パーセントを求めなくていいということですね。

(五) 一生持ち続けたい言葉「恕じよ」  
 ⑯「怨みに遠ざかるの道は、一箇この恕じよの字にして、争いを息やむるの道は、一箇この讓じやうの字なり」  
 譲るといふことがあれば、思いやりがあれば素晴らしい、それが許すということですね。

「論語」の一節に、子貢という弟子が孔子に「一言で、一生持ち続けたい言葉は何でしょうか」と尋ねます。孔子は即座に「それは恕か。己の欲せざる所、人に施すこと勿なれ」、こう言つたんですね。これが論語の極致ですね。「人に施すこと勿れ」、つまり「恕」という言葉、思いやり、許す (forgive) ということ

⑰「人は須らく忙裏ほんりに閒かんを占め、苦中に樂を存する工夫を著つくすべし」  
 これは「忙中閑有り」、「苦中樂有り」ですね。忙しいときに暇な時間を見つけて人生の喜びを味わう。そして苦しい中にも楽しみを見つけて、心に余裕を持つことが大事だということですね。これはなかなか難しいです。忙しいときはもう、忙しい、忙しいと言つて、結構あまり忙しくもないのに口癖になつてしまふんですね。

(六) サミュエル・ウルマンの「青春」  
 ⑱「身には老少有れども、而も心には老少無し。氣きには老少あれども、而も理には老少無し」

全くそうですね。これは『言志録』に収められています。やっぱり八十歳になつた先生のおっしゃることはすごいですね。肉体は年を取つても、心は全然衰えない。

サミュエル・ウルマンが七十を過ぎてから書いた詩に『青春 (Youth)』というのがあります。  
 G H Q の総司令官だつた (ダグラス) マッカーサー

が執務室に掲げていたことで有名になりましたね。論語から『言志四録』が生まれたように、この『青春』もまた、日本の感性で翻訳されたことで、アメリカで注目を浴びる事となりましたね。

「青春とは人生のある期間を言うのではなく心の様相を言うのだ。優れた創造力、逞しき意志、燃ゆる情熱、怯懦を却ける勇猛心、安易を振り捨てる冒険心。こういう様相を青春と言うのだ。年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。歲月は皮膚のしわを増すが情熱を失う時に精神はしぼむ。苦悶や、狐疑、不安、恐怖、失望。こういうものこそ、あたかも長年月の如く人を老いさせ精気ある魂をも塵芥に帰せしめてしまう。年は七十であろうと十六であらうと、その胸中に抱き得るものは何か。いわく「驚異への愛慕心」。空にひらめく星辰、その輝きにも似たる事物や思想の対する歓迎、事に処する剛毅な挑戦、小児の如く求めて止まぬ探求心、人生への歓喜と興味。人は信念と共に若く、人は自信と共に若く、希望ある限り若く、疑惑と共に老ゆる、恐怖と共に老ゆる、失望と共に老い朽ちる。大地より、神より、人より、

美と喜悅、勇氣と壮大、偉力と靈感を受ける限り人の若さは失われぬ。これらの靈感が絶え、悲歎の白雪が人の心の奥までも蔽いつくし、皮肉の厚氷がこれを固くとぎすに至ればこの時にこそ人は全くに老いて神の憐れみを乞う他はなくなる。」

自らの理想を失うときに、人は年を取るんですよ。だから十五〜十六歳、十代の人でも夢のない人は老人です。逆に、七十になっても八十になっても夢を追い求めている、理想を追い求めている人は若いということですね。

(七) 春風秋霜

②①「春風を以て人に接し、秋霜を以て自ら肅む」

いいですね。己に厳しく人には優しい生き方。これも有名な言葉です。

②②「言を慎む処、即ち行いを慎むなり」  
これもいいですね。「知行合一」ということです。

②②「信を人に取れば、則ち財足らざること無し」

これは今の政治家に言いたいですね。信用があれば、お金がないということはないんだと。ちゃんと集まるんですよ。私も立派な政治家にお金を出したいですもんね。若い人で頑張っていれば、必要ならばお金を出してあげたいですよ。信用もしているんであれば「則ち財足らざること無し」なんです。

②③「我は当に人の長処を觀るべし。人の短処を觀るべしと勿れ」

人の悪口を言うなということ。これは恵那市でも、小学校の入り口に書いてあります。

②④「父の道は當に嚴中に慈を存すべし。母の道は當に慈中に嚴を存すべし」

これもいいですね。おやじというものは厳しい中に優しさ、お母さんは優しさの中に厳しさを。子どもは、厳しいだけじゃいけないですよ。一方で、優しいだけでもいけないということですね。

②⑤「私欲は有る可からず。公欲は無かる可からず」

利己心に対する戒めです。みんな人間は自分が一番かわいいんですよ。しかし利己心は「有る可からず」、一方で「公欲は無かる可からず」。人のためにするということは大事だということです。「公欲無ければ、則ち人を恕する能わず」——公のことをするという気持ちが必要ければ、恕の心を他人に及ぼすことはできないということですね。

(八) 最後に——七八分をよしとする

本日は『言志四録』の中から二十五条を選びましたけれども、皆さんにとって何かひとつでも「ああ、あの言葉は良かったな」というものがあればいいなと思います。

ためになるというか、本当にこの『言志四録』というのはいいかなと思います。言葉が、書物が多くの人を育てた、志を持たせた、やっぱりここが大事なんです。そう思い、この憲政記念館で佐藤一斎についてお話ししました。一番分かりやすいのは、神渡良平先生の『佐藤一斎「言志四録」を読む』がおすすです。もうちょっと勉強したい人は、ぜひお読みいた



だいたらいいと思います。

私は縁があつて、尾崎財団の石田事務局長に口説かれて、去年はこの罌堂塾で論語の講義をやりました。その時に来年もぜひ、とご依頼をいただきましたが、その瞬間に佐藤一斎が頭に浮かびました。それで一斎ゆかりの地まで行きまして、岩村町で教育長をされていた『言志四録』のプロフェッショナル、鈴木隆一先生。その人に一晩いろいろと指導いただいた、改めてすごいなと思いました。そして一年間、十数冊ほど『言志四録』の本をいろいろと読みました。たくさんの方が書いてあるんですね。一番高いのは七千円ぐらいでしたでしょうか。石田さんの顔が頭にちらちらしながら、そういうのを全部買ってきて格闘しながらの一年でした。やはり人の前で話をするというのは大変なことですよ。私はもちろん漢文や歴史を専門にしているなら別ですけども、元々が薬剤師ですから理系なんですよね。それで何度も安岡（定子）先生や神渡先生に電話をして「先生、これはどういう解釈をすればいいんでしょうかね」と。親切に教えていただきました。ああ、やっと終わったと、ほっとしているとこ

【長峯南洲翁・手抄言志録】

- ① 凡そ事を作すには、須らく天に事うるの心有るを要すべし。
- ② 着眼高ければ、則ち理を見て岐せず。
- ③ 愛敬の心は、即ち天地生生の心なり。
- ④ 青天白日は、常に我に在り。
- ⑤ 石重し。故に動かず。根深し。故に抜けず。人は当に自重を知るべし。
- ⑥ 憤の一字は、是れ進学の機関なり。
- ⑦ 人を教うる者、要は須らく其の志を責むべし。
- ⑧ 経書を読むは、即ち我が心を読むなり。我が心を読むは即ち天を読むなり。
- ⑨ 少くして学べば、則ち壮にして為すこと有り。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。老いて学べば、則ち死して朽ちず。
- ⑩ 一燈を掲げて暗夜を行く。暗夜を憂うること為れ。只だ一燈を頼め。
- ⑪ 分を知り、然る後に足るを知る。

いま、神渡先生の本を（会場で）回覧しています。

これは非常に分かりやすいです。それから渡邊五郎三郎先生の、西郷隆盛の百一条。これも非常に分かりやすいです。他でもいいですよ。とにかく今日、尾崎財団設立六十周年のご縁で、何か一冊でも、この『言志四録』に触れていただけたらうれしいです。

今回は二十五篇に絞りましたが、それでも元々が千百三十三条もあるわけですから、それぞれの人の人生に照らして感動するものはまた違うと思います。だからぜひ、この尾崎財団設立六十周年の日が、皆さま方の勉強のスタートになればと思います。

最後にもうひとつ、本日は論語にも触れました。もうご存じの方も多いと思いますが『子や孫に読み聞かせたい論語』。これが一番いいです。これを完全に覚え、説明できるようになったら、もう大体論語は七、八割は分かったようなものです。「事物は大抵七八分を以て極処とせり」です。

それではこれで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。（拍手）

- ⑫ 克己の工夫は一呼吸の間にあり。
- ⑬ 人の大欲は飲食男女に如くは莫し。故に専ら此の二者を戒む。
- ⑭ 心の安穩なる処は、即ち身の極楽なる処なり。
- ⑮ 事物は大抵七八分を以て極処とせり。
- ⑯ 怨みに遠ざかるの道は、一箇の恕の字にして、争いを息むるの道は、一箇の讓の字なり。
- ⑰ 私欲の制し難きは、志の立たざるに由る。
- ⑱ 人は須らく忙裏に閑を占め、苦中に楽を存する工夫を著すべし。
- ⑲ 身には老少有れども、而も心には老少無し。氣には老少あれども、而も理には老少無し。
- ⑳ 春風を以て人に接し、秋霜を以て自ら肅む。
- ㉑ 言を慎む処、即ち行を慎む処なり。
- ㉒ 信を人に取れば、則ち財足らざること無し。
- ㉓ 我は当に人の長処を觀るべし。人の短処を觀ること勿れ。
- ㉔ 父の道は當に嚴中に慈を存すべし。母の道は當に慈中に嚴を存すべし。
- ㉕ 私欲は有る可からず。公欲は無かる可からず。公欲無ければ、則ち人を恕する能わず。

## 《地方議会議員の声》

## 小池劇場、激動の都政は何処へ向かうのか？

— 二元代表制の在り方を考える

両角 穰

(東京都議会議員)



両角 穰（もろずみ・みのる）

一九六二年東京都八王子市生まれ。明治大学政治経済学部政治学科卒、埼玉大学大学院政策科学研究科修了（公共政策修士）。八王子市（教育委員会）並びに横浜市（企画担当係長等）職員として地方行政の第一線で活躍。その後、八王子市議会議員四期を経て、二〇一三年から東京都議会議員（一期目）。現在、都議会厚生委員会副委員長、東京都市づくり公社評議員など。都民ファーストの会東京都議団。尾崎財団「罌堂塾」第二期卒。

## ◇舛添要一知事辞任を巡る攻防

平成二十八年六月十四日、都議会は異様な緊張感に包まれていた。翌日に議会最終日を控え、舛添要一知事（当時）の進退を巡り、連日のテレビ放映で知事辞任に向け世論の沸騰は頂点に達していた。そうしたなかで、舛添知事と各政党・各会派の思惑が交錯し、攻防戦は最終章を迎えようとしていた。

強い世論に抗しきれず、これまで支持をしてきた都議会公明党が辞職を迫り、最後まで知事を守ろうとしてきた自民党も舛添氏を切らざるを得なくなった。先行して不信任案を提出していた他会派を含め、議会最終日には舛添知事の不信任案が全会一致で成立することは確定的な状況となった。

この局面で、舛添氏がどのように動くのか。議運の理事会が断続的に開かれ、都議会自民党幹部は舛添氏との接触を試みていた。

舛添氏は知事職に強い拘りを見せ、状況は膠着したまま、日付は六月十五日となっていた。議会自室で待機する我々も「知事不信任案が可決・成

立し、知事職に拘る舛添氏は都議会解散を選択するのではないか」との疑念が深まっていた。

こうした状況を受け、私も各方面に選挙準備の指示を飛ばし、自らも、この不条理な解散選挙に立ち向かう覚悟を決め、夜中の二時過ぎに都庁を後にした。

しかしながら、都議会最終日の朝になると、急転直下、舛添氏が自ら職を辞することを表明、不信任案が提出されることはなかった。不信任案が可決成立していれば、都政史上初のことであり、都議会が解散されていれば五十年以上前の「黒い霧解散」以来の都政の混乱を象徴する出来事となっていたはずである。

## ◇出直し知事選―混迷を極めた既成政党の候補者選定

翌七月に実施となった知事選は異例の展開となった。舛添氏を知事選で支援し、舛添・自公体制で都政を運営してきた自民党、公明党は身動きが取れず、「誰であればこの局面で勝てるのか」とい

う観点のみから幾人かの名前が浮上しては消え、最終的に自民党政権下で総務大臣を務めた経歴を有する増田寛也氏を推薦候補としたのは、告示三日前のことであった。

一方、国政野党第一党の民進党の候補者選考はさらに混迷を極めた。知名度のある蓮舫氏が不出馬を表明すると、タレント、元官僚、党所属代議士等々の名が浮上しては消えた。最終的に、どんでん返してジャーナリストの鳥越俊太郎氏が推薦候補となったのは告示前日。このドタバタぶりで民進党は政党としてのガバナンスの欠如を世にさらけ出す結果となった。

こうしたなか、ひとり当初から知事選への出馬意向を明確にしていたのが、小池百合子氏であった。近年の都知事選では、著名人が告示直前に出馬表明する「後出しじゃんけん」が勝利の方程式となっていたなか、小池氏の取った「先出しじゃんけん」戦法は異例でもあった。

地殻変動が起きつつある。

◇分割政府状況下の議会運営

新知事当選後の議会状況はと言えば、知事を支援・支持する議員が三人であり、その他圧倒的多数は他の知事候補を支援してきた議員である。これは、大統領制のもとで野党勢力が多数を占め、長が議会に支持基盤を持たない「分割政府」状況であり、小池知事の議会運営は困難を極めることが予想され、私もそのことを危惧していた。

すなわち、知事には実質的な拒否権を有する議会とどう対峙し、自らの公約実現を果たしていくのかという大きな課題が横たわっていたのである。

しかし、現在行われている来年度予算審議では、激しく鎬を削った対立候補を推した勢力が圧倒的多数を占める議会にもかわかわらず、小池知事初の予算案は、それほどの困難を伴わずに成立しそうである。

当選以来七か月しか経っていないのに、なぜ、圧倒的な分割政府状況で小池知事は政策を前に進

◇小池百合子候補の圧勝と小池丸の船出

小池氏の知事選は氏の地元選挙区の豊島・練馬の七人の区議が中心となって行われた。百二十七人いる都議会からは、私たち「かがやけTokyo」(当時)のたった三人の無所属議員のみが、告示日のポスター貼りから連日の応援に走り回った。

当初、選挙戦は、知名度や野党共闘の枠に支えられた鳥越氏や自公の組織力をバックにした増田氏が有力との下馬評であったが、結果は政党支援を一切受けずに戦った小池百合子候補が次点に百万票の大差をつける二百九十一万票で圧勝した。

歴史に残る選挙戦を制した翌々日、新知事は初登庁したが、都庁正面玄関に知事を迎えたのは都議会からは、たった三人(かがやけTokyo(当時))であり、その後の小池都政の議会運営の厳しさを物語っているようであった。

あれから約七か月が経過した。今、激動の都政は「小池劇場」という言葉とともに連日メディアに取り上げられ、都政並びに都議会内には大きな

めることができるのだろうか。

その疑問に私なりに答え、併せて、今の都政を通じて、二元代表制のもとでの地方議会共通の課題と展望を考えてみたい。

まず、当選以来、小池知事はどのようなことを行ってきたのである。これは、ごく単純化して言えば、これまでの都政の膿を出し切ることを世論の支持を背景に正面突破で行っているということになる。

このような手法は、選挙で自民党・公明党の支援を得なかったからこそ採ることができたのだが、小池知事には最大党派に譲歩し、融和しながら議会運営をしていく道も全くないわけではなかった。

では、何故、知事は融和策を採らずに正面突破策を採用したのか。もちろん選挙で対立した最大党派と融和的になることは、取り込まれ、議会運営で全面的に屈服することでもあり、改革がスロウダウンすることを避けたということではある。

しかし、それだけが理由ではなく、分割政府状

況の正面突破を可能にするいくつかの条件が満たされていたのである。

一つは、知事に対する世論の高い支持である。都議会に支持基盤をほとんど持たない中でも地方政府の長が直接に世論の支持を集め続けられれば、議会での劣勢を跳ねのけて政策実現の道は開ける。この意味で、知事は高い発信力を持ち世論の支持を得ており、その条件を満たしていたのである。

もう一つは、都議会議員選挙の時期である。都議会の勢力図は都議選で確定し、その状況は基本的に四年間動かない。支持率の高い知事のもと都議選まで数か月という状況は議会への牽制として有利に働くのである。この状況を生かすべく、知事サイドは、自らの議会勢力を拡大（できれば過半数確保）すべく、様々な活動（究極は、自らの地域政党設立と候補者擁立）に動くこととなる。

東京オリンピック・パラリンピックについては、会場計画見直しを唱え（結果としては見直しに至らず）、四百億円にのぼる経費を削減。さらに、一部政党の既得権益と化していた都議会の「政党復活予算枠」を廃止し、予算編成過程の可視化を図るなどを矢継ぎ早に行ってきた。

### ◇首長―議会関係の最適解はどこにあるのか

今や都政は都民のみならず多くの国民からも注目を浴びている。連日の報道では、敵役を作る「小池劇場」に批判的な声も少なからずあり、二元代表制のものとの知事と都議会との関係が議論となっている。

ところで、二元代表制の在りようを表す「知事と議会は車の両輪」という言葉がある。そして、この台詞は猪瀬都政の時代にも、舛添都政の時代にも都議会最大会派からたびたび発せられてきた。しかし、そこには「知事が勝手に全てを決めるな。我々議会（実質的には最大会派）に話を通さなければ、大変なことになるぞ」という警告の意味が込められ

### ◇「都民ファースト」の視点に立った「東京大改革」

ここで、小池知事就任以来の都政の動きを振り返っておきたい。

小池知事は「東京大改革」を唱え、都政の体質を変え、都民ファーストの都政をつくることを目標に掲げた。そのために、就任後すぐに外部専門家からなる都政改革本部を立ち上げ、都政改革のテーマを議論し、改革を前進させるためのエンジンとした。

また、選挙期間中から都議会最大会派の幹部議員を「ドン」と名指しし、都議会最大会派幹部と都庁機構と業界団体とのトライアングルで運営される都政の閉鎖的状況を厳しく指弾し、真正面から都議会自民党と対決し耳目を集めた。

さらに開場予定が決まっていた豊洲新市場への移転をストップ。この結果、汚染土壌対策として実施されたと説明されてきた「盛り土」がないことが発覚し、都政のガバナンス欠如を明らかにし、関係者の処分が行われた。

ていた。

最大会派の意向に逆らい独自路線に舵を切ろうとすると、そして「矩をこえ」れば、都議会最大会派からお灸を据えられ、ひどい場合は辞任にまで追い込まれるということである。

舛添前知事の公用車での湯河原別荘通いも、一説には、お灸を据えるべく、一部勢力がリークし、結果として消火できないほど燃え上がってしまったという説も、あながち的を外していないように思える。

では、長と議会の関係とは、どのような形が望ましいのだろうか。規範的に言えば、二元代表性が機能するかどうかは、首長と議会との適度な緊張関係が存在しつつも、政党党略ではなく、住民のために良いと思われる政策には賛成し、おかしなことにはチェック機能を働かせるという常識が働いているかどうかであろう。

しかし、私は、実際の長と議会との関係は、時間と共に変化する流動的で相対的なものであり、これが正解というものはないと理解している。

都政を例に見てみれば、これまでの都政は都知事を担ぎ出した勢力が、最大会派として都庁官僚トップと結びつき、首長を掌でコントロールして、都政を意のままにしてきた。それが行き過ぎて、弊害が大きくなった中でリセットを求められ、このシステムを破壊する役割を今、小池知事が担っているのである。

一方、大阪や名古屋のように、議会と対立した長が自ら地域政党を率いて議会選挙に候補者を打ち立て、首長政策を前進させていくことも見られる。こうした手法については、「議会のチェック機能が働くのか」、「議会に無用の対立を持ち込むのではないか」との危惧が二元代表制の観点から挙がっている。

私は、議会（多数派）が首長を担ぎ出しコントロール下に置き、行政組織をも押さえた地方政府がある一方、大阪のような首長が選挙で自ら候補者を擁立し多数派を形成するような形を両極端として、その間で首長―議会関係は移ろっているのだと考えている。

を率いて、その地方議会の選挙を戦い、多数派を目指すのは大阪方式でもある。そして、今、小池知事がやろうとしているこのことには批判もあることは承知をしている。

しかしながら、私は、この五年余りで四人の知事が代わり、特に猪瀬、舛添両氏は不祥事による退任で、都政に対する都民の不信が極限まで達したのは、「丸め込まれた首長と官僚機構と結託し好き放題をしてきた最大会派」という硬直化した都政システムも原因の大きな部分であったと考えている。

こうしたことを踏まえれば、今は豊洲新市場問題等に象徴される歴代知事のもと先送りされてきた都政の膿を徹底的に出し切る時であり、それを実現できる政治状況は妥協や取引でなく、選挙を通じて手に入れるべきである。そして、それなくして改革は進められないのである。

一方で都議選の結果によって、小池知事が都議会に安定多数を得ることができたならば、懸案事項の悪しき旧弊を速やかに破壊し、その上で地に

#### ◇小池都政はどこへ向かうのか

以前の都政のように最大会派の一部トップと官僚組織が結託し、風通しが悪く、弊害が大きいのであれば、議会に基盤を持たない（故にしがらみがない）小池知事のようなリーダーシップの知事が必要とされる。

今、都政は政治構造が大きく変わりつつある。昨年末には、都議会で公明党が自民党と離れることを宣言。小池知事は実質的に自らが率いる地域政党「都民ファーストの会」から大量の候補を立てて、来る都議選で過半数を取る構えである。

小池旋風の前に知事選で対立候補を擁立して戦った既成政党は、知事選から一年も経たずに知事にすり寄り、実質与党宣言をする。こうした動きは政治不信に繋がりがかねない。国政政党として、知事選を推薦候補を擁して戦ったのであれば、その主張と現在の知事の主張を比べ、乗るべきところと乗らざるところを明確にし、政党としての矜持を示してもらいたいところである。

また、先ほど来の話で言えば、首長自らが政党足の着いた次の時代に向けた政策実現を着実に進めていかなければならない。

そうした局面では、知事は都議会に対し抑制的な対応をとり、知事と都議会の関係を落ち着いたものへとシフトチェンジしていくべきである。もちろん、その時には、都民ファーストの会の議員である私も知事の政策を後押しするとともに、チェック機能もしつかり果たしていくつもりである。

都政、都議会の問題は、全国の地方政府として地方議会に共通の問題でもある。各地方政府の置かれた状況に相応しい首長―議会関係が構築され、適度に緊張感のある政策競争が起こること、各地域がより良くなっていくことを心から期待したい。

（二〇一七年三月記）

## 《地方議会議員の声》

## 江東区に見る地方自治の課題について

鈴木 清人

(江東区議会議員)



鈴木清人(すずき・きよと)

一九五五年東京都江東区・深川清澄町生まれ。一九九九年に江東区議会議員初当選、現在四期目。議会では建設委員会、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会、国民保護協議会、健康スポーツ公社評議会に所属。尾崎財団「罌堂塾」第五期卒。尾崎行雄と共に歩んだ本多市郎(元地方自治庁長官)の評伝『祖父・本多市郎』は本誌バックナンバー(二〇一四年秋冬号)にも抄録が掲載され、好評を集めている。

## (一) 都区財政制度について

昨年(平成二十八年)八月の東京都知事選挙では、自民党を飛び出した様な形で「崖から飛び降りた」小池百合子氏の圧勝となった。対して元県知事を擁立した自公、元報道キャスターを押しあげて形だけの共闘となった民共など既存の政党推薦候補は軒並み敗れた。私は対立候補の陣営にいたが、マスコミ先導の選挙戦から、最後は「ゆり子グリーン」一色のうねりとなったのを渦中で実感した。

新知事で一躍注目を集める都政、そして区政の間には二十三区特別区制度もあり、他県と市のそれと比べて予算上も密接に関わっている。都区制度は大都市行政の効率的運営を図るために昭和二十二年に導入された。その代表的な制度は上下水事業、一般廃棄物、都市計画(上下水道、電気ガス、産業廃棄物、市場、畜場)、消防、都道、港湾埋立て、清掃事業や都バス、都営地下鉄、学校教育など多岐にわたる。

わが国の地方自治制度は原則として、市町村と府県とによる二層制を採用している。しかし交通、環境、防災、安全、インフラ整備など、都市特有の問題について膨大な行政需要を抱える大都市において

は、市町村、都道府県という画一的な事業配分のもとは、的確な対応が困難となっている。

そこで、大都市制度としては指定都市・中核市制度と特別区制度を採用している。指定都市、中核市の各制度は市が都道府県が行う事務の一部を担うのに対し、特別区制度は、一般的な市町村の事務を行うとともに、都が大都市行政の一体性及び統一性を確保する為に必要な市の事務の一部を担うものである。

税収的には「都区財政調整制度」を採用しているのが最大の特徴である。基本的な仕組みは、都税の内、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の合計から、五五%を各特別区に特別区財政調整交付金として交付しているのである。大阪府、大阪府市は指定都市制度であり、東京のように二重行政を正して、効率の良い大都市制度を導入する為、当時の橋下市長が住民投票を行ったが、これが大阪市民に否決されたのは記憶に新しい。

## (二) 築地市場移転延期、オリンピック施設見直しと埋立地帰属問題について

小池新都知事が就任して、まず激震が走ったのは

江東区であった。昭和十年に開業した築地市場が老朽化し手狭になったことから、石原元都知事は平成十三年、江東区の豊洲地区の東京瓦斯跡地への移転を決定した。しかしながら、土壌から高濃度のベンゼンなどの有害物質が見つかったことから汚物処理対策を実施してきた。

そして、平成二十六年十二月には豊洲移転を平成二十八年十一月七日と正式決定した。その後、汚染調査の最終報告が一月であること、盛り土の無い空間の発覚もあり、小池都知事は江東区に事前の報告相談もなしに、八月三十一日、一方的に突然マスクミを通じて延期を決定した。

その後、一か月以上経った、十月十四日に初めて江東区清掃港湾特別委員会で築地市場長(翌週解任)から直接報告を受けた。市場長は「私も突然の決定で相談もなく、今後の見直しについてもわかりません」という答弁であった。私も長く議会に身を置いているが、責任者がこんな答弁をしたのは見たことがない。

江東区議会からは「土壌汚染対策の完全実施と全宣言発表時期」「国道二号線や地下鉄八号線延伸、

また、同時に小池都知事は費用が掛かりすぎるとして、オリンピック施設の見直しに言及している。特に江東区に建設が予定されている「海の森水上競技場」「アクアステイクセンター」「有明アリーナ」の三会場が注目的になった。

結果、四者協議に委ねる事となり、小池都知事は「クリスマスまでには」との言葉を残し、これは約束通り全てで決定した。江東区の会場予定は十会場となり、東京五輪の中心地となった。特に有明アリーナは、オリンピックならびにパラリンピック(通称オリパラ)後のレガシーとしてはスポーツの殿堂は勿論の事、今都内で不足している「コンサート会場」としても活用できるので、音楽、芸術のメッカとしてネズミ一匹か」との質問があると「頭の黒いネズミ」と迷言をのこし、今年の都議会選挙に対する小池都知事の強い思いを私は感じた。

江東区のオリパラ会場の中で、私が注目しているのは二か所ある。一つ目は有明の「自転車競技BMX」会場だ。オリンピック組織委員会では二〇二〇

BRT(バス高速輸送システム)などを含めた交通対策」「同時開業を約束していた賑わい施設、千客万来の開設時期」などの三項目の確実な履行を求めた。江東区は元々、築地市場の豊洲移転計画には難色を示していた。

江東区は江戸時代、それも徳川家康の代から続く埋立ての歴史の地である。美濃部都政の埋立ては不衛生で、ごみを運ぶトラックは汚水を垂らしながら江東区内を走り、「夢の島」と命名された埋立地には、ハエの大量発生もありゴミの島と言われた。豊洲やお台場なども、江東区民の犠牲の上に出来上がった土地なのである。

東京都は埋立て計画の段階から地元区である江東区といつでも協議をしながら進め、江東区は東京二十三区全体のゴミの処理を大局的立場から不満を抑えて了承してきたのである。しかしながら、今回の豊洲移転見直しの決め方発表の仕方では、東京都と江東区の信頼関係は崩れたと言わざるを得ない。

年明けて一月十四日、豊洲新市場の第九回土壌調査の結果、ベンゼンが基準値の七十九倍であると公表された。これで今年も大きな課題を持ち越した。

企画プログラムとして広く募集を掛け、昨年八月には全国各地で九十五か所のイベントが認証された。自転車は海外ではすでに車と電車を乗り換える「パークアンドライド」、自転車と鉄道の「シェアサイクルライド」が実施されている。江東区でもいち早く、千代田、港、中央、各区と連携したシェアサイクルもスタートさせている。

ロンドンオリンピックの後のロンドン市でも花の都のパリ市でもシェアサイクルは広く普及し自転車専用道路も充実している。環境に優しく、防災時の交通手段として、観光資源として、インバウンド誘客策として、地元経済の活性化としても、自転車の活用は有効手段である。江東区内で区民税を投入せず民間活力を導入した「ウォーターフロントライド」を開催すべきと私は考える。

二つ目は「海の森水上競技場」である。ここは中央防波堤外側埋立地に位置し、住所が未だ決まっていない。つまり「中央防波堤埋立地の帰属」問題がある場所だ。改めて申し上げるまでもなくこの埋立地は永年にわたる地続きの江東区の犠牲の上に造成

された土地であり、江東区に帰属されることは明白である。

この問題を巡っては、江東、大田両区長が平成二十八年三月八日に江東区役所で会談し協議を継続することで合意していた。しかしながら大田区議会が全島帰属を主張、第一回定例会で決議書を可決したことからの、協議は暗礁に乗り上げた。前述のようにここはオリンピック三競技、パラリンピック二競技が二か所の会場で開催される予定である。

二〇一六年四月二十五日、都庁において初めての協議が非公開で行われ、都職員もオブザーバーで参加した。話し合いは難航しており、地方自治法に基づいた都への調停申請も避けられない様子である。東京オリンピックも三年後と迫り、これも江東区の重要課題となった。

### (三) ふるさと納税による都民税の減少について

日本の税収は国税、地方税と大きく分類できるが、近年、税収的に東京一人勝ち論が言われ、一方政府は国税である消費税を上げることが出来ず地方交付税の財源として、東京の独自税を召し上げ地方交付

金として東京以外の県へばら撒くことを決めた。

政府は二〇〇八年にまず、都税である市町村民税法人分の地方法人税一部国税化する暫定措置をとった。二〇一四年には地方法人住民税の一部を国税化した。政府は消費税を一〇%にした段階でこの暫定措置に代わる新たな偏在是正措置を導入する考えであるが、未だに消費税が一〇%に増税される環境にはない。特別区長会は「法人住民税の国税化は地方税の原則に反する」「税源偏在是正は地方交付税の財政調整機能で行うべき」と主張している。

この一部国税化に伴い、二十三区全体の減収額が七百億円に上った。また、政府の行った法人実効税率の引き下げでは、二十三区全体でマイナス八十三億円の影響が出た。特別区は首都の暮らしや企業活動を支え、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。代替え財源無き実効税率の引き下げは将来に深刻な影響を及ぼすものと考ええる。

また国は平成二十七年に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設した。この制度は五つの自治体までの寄付は確定申告を不要とし、さらに個人の住民税所得割合の特例控除額を従来の一割から二割

に拡充した。平成二十八年度の都税寄付金控除額は約百二十九億円の増加と試算された。これは、ワンストップ特例制度の導入で前年のふるさと納税額二十四億円が五・四倍に跳ね上がったことになる。

その背景には地方に端を発した返礼品の競争の過熱がある。中野区では区ゆかりの品の他、他県の北海道産の米、青森産の牛ハンバーグ、喜多方市の地酒セットなどを用意している。私は寄付本来の趣旨に立ち返ってみんなが考えなければならない事象だと思う。

さらには平成二十八年度に創設された「企業版ふるさと納税制度」では地方公共団体が行う一定の地方創生事業に企業が寄付をした場合、現行の損金算入措置に加え、法人税などの税額が控除される仕組みだ。都や二十三区、立川市などへの寄付は控除の対象外だ。従って、特別区の法人事業税・法人住民税・法人税が減少する仕組みとなっている。都市から地方へ税収を移転させる仕組みで、これも地方税の原則に反している。

### (四) 十八歳選挙権と主権者教育について

平成二十八年七月の参議院選挙で憲政史上初の十八歳選挙権が施行された。選挙権は国民の権利であるが行使しようがしまいが個人の自由、が当たり前前の考え方になっている。しかし、全ての日本国民が無料で平等な選挙権を獲得するには先人の命を懸けた闘いがあったことを多くの国民は認識していない。

私が地方自治のあり方を学んだ「聖堂塾」の名は、「憲政二柱の神」として犬養毅と並び称される政治家・尾崎行雄の雅号に由来する。尾崎は三十一歳から九十四歳まで六十三年間衆議院議員連続当選を果たし、東京市長も兼務した。その功績は国会議事堂内の記念碑と共に、現在も憲政記念館として残されている。

しかし尾崎は、六十三年間も連続当選したから「憲政の神」と言われたのではない。政治生命を掛けて二つの「フセン」を日本の政治に確立したからである。その第一は、戦争をしない平和主義の「不戦」、その第二は「普通選挙」の確立である。普通選挙は



民主主義であり、戦争をしないことは立憲主義につながる。

つまり、立憲民主主義確立の為、命を懸けた人物が故に「憲政の神様」と呼ばれた。先人政治家たちが死にもの狂いで普通選挙権を獲得してきた歴史がこの国にはある。中国や北朝鮮の様に、未だに選挙権が事実上ない国も存在する。

選挙権は自然に天から降ってきたのではない。だからこそ、その一票を大切に行使しなければならぬ。しかし政治に対する関心は高まってきているとは感じない。政治とは何かということが義務教育の中で学習されていないからである。小中高教育の中で、もつと政治の主権者教育をすべきである。

初代総理の伊藤博文、自由民権運動の板垣退助、五・一五事件の犬養毅、そして尾崎行雄などを題材にして「政治は誰のためにあるのか」、そして「誰が正しいかではなく、何が正しいか」という政治の本質を見抜く力を養わなければならない。欧米諸国に目を向けると、政治を課題とするディベートの授業は小学生から行われている。フランスはもともと政治には熱心な国で、全国に二千五百か所の「子ども議

会」が設置されている。

平成二十八年四月六日、改正公選法が参議院で成立し、駅やショッピングセンターなどでも投票できるようになった。期日前投票も午前六時半から午後十時まで延長できるようになった。しかし、規定外投票所や時間延長は投票率の想定やコスト面で課題が多くあり、当初の期待ほどには拡大していない。

一方、主権者教育は神奈川県が二〇一〇年から継続してきた「模擬選挙」を実施し、さいたま市でも高校生を中心に啓発運動を展開している。江東区では中学生を対象に体育館で模擬選挙の授業を行い教育委員も参加した。

平成二十八年七月参議院選挙の調査結果が総務省から発表された。全国平均投票率は四六・七八%、都内平均投票率は五七・五〇%。相変わらず低い投票率であったが、十代投票率は東京都が全国最高となった。全国で十八歳の投票率は五一・二八%、十九歳は四二・三〇%であり、一都五県の十八歳投票率は五四・七〇%であり、東京都における投票率は十八歳が六二・二三%、十九歳は五三・八〇%でいずれも全国最高となった。

次いで十八歳の投票率が高かったのは神奈川県の一八・四四%、三位は愛知県の五八・二〇%であった。十八歳および十九歳の投票率が最も低かったのは高知県で、十八歳が三五・二九%、十九歳が二六・五八%であった。

都内の中でも、区部が最も高く五八・七五%、市部は五七・七五%、町村部は四四・二六%であった。区部で最も高かったのは文京区で六七・九〇%、次いで千代田区が六七・〇五%、三位は杉並区の一六五・〇四%。市部では武蔵野市六七・六七%、次いで国分寺市の六四・三八%、三位は三鷹市の六四・一八%となった。

東京都選挙管理委員会は「ここまで高いとは」と驚きを隠せず、都教委は「高校で出前授業、模擬選挙を行った効果」と話している。これまで国政選挙に参加した二十歳の投票率は四〇%を切っていたので、今回の投票率は特筆して高いと言える。

しかしながら、十九歳投票率は一〇%ほど低い数値であり、今回は高校などで選挙や政治について学び、社会の関心も高かったが一過性ではない教育効

果となるのか、今後の投票率が試金石となるであろう。

今回の選挙結果は現場の教職員にとって主権者教育の重要性を問いかけるものとなった。それと同時に選挙立候補者にとっても、高い投票率の十八歳に対してどのように政策を伝えるのか、新しい課題が浮き彫りになったといえるだろう。

わが江東区では例年、一月の成人式は区ならびに議会、選挙管理委員会の共同開催で各々の長が新成人に対する祝辞を話すのが恒例であった。特に選挙は二十歳での選挙権の話をしてきたが、今年からは十八歳選挙権となり、今回の成人式では共催と挨拶を取りやめた経緯がある。今後は十八歳を成人年齢とする検討もされており、自治体としても新たな取り組みへの検討が迫られる。

この高い投票率を示した日本の若者の将来を、いかにしっかりと導いて行くか。その責任が政治にはある。子の親として、そして議会人の一人として改めてそう感じる次第である。

## 《地方議会議員の声》

## 報徳思想の発祥地・神奈川から考える私的教育論

武田 翔

(神奈川県議会議員)



武田翔（たけだ・しょう）

一九八一年生まれ。神奈川県議会議員（一期目）。米国・カリフォルニア州立大学を卒業後、参議院公設秘書を経て二〇〇五年の統一地方選（神奈川県議会議員選挙、横浜市港北区）に初挑戦、当選。一児の父でもあり、子育てと教育政策に力を注いでいる。尾崎財団「罌堂塾」第十六期卒。

## (一) はじめに

神奈川県民の皆様より県議会の一員としてのご推挙をいただき、早くも二年が経とうとしています。その間、県内においてもさまざまな出来事がありました。

特に昨年は、相模原市にある県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生しました。尾崎行雄生誕の地でもある津久井で起きた痛ましい事件を契機に、神奈川県は去る十月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。そして断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざすことを宣言いたしました。

また私自身も、同事件で亡くなられた犠牲者の皆様に対し思いを致すとともに、先の議会では特別支援学校の教育内容と施設整備に関する質問を行いました。

このたび『世界と議会』に寄稿の機会をいただくに当たり、日ごろから抱えている教育政策のあり方と展望について、ささやかな提言を述べたいと思います。

## (二) 郷土・神奈川に見る教育改革の萌芽

さて、神奈川県における教育の歴史はどうかと申しますと、廢藩置県が行われる前の相模国は、学問の修養と農業の実践によって自ら編み出した「報徳思想」の祖と

しても名高い二宮尊徳ゆかりの地でもあります。

二宮が生きた江戸時代は、藩政の向上のための有能な人材を育成する目的で、四書五経の勉学を中心として、全国各地に藩校が設立された時代でもありました。優秀な学者の招聘も国をまたいで盛んに行われ、各地域から次代を担う人材が輩出されました。一部の藩校では、医学や物理学などを教え、総合大学のように発展した記録も残されています。

明治末期に神奈川県知事を務めた周布公平すけのらふは、同郷の教育者・吉田庫三よしたくらぞうを神奈川県第二中学校（現在の県立小田原高校。その前身は小田原藩校・集成館）の初代校長に迎えるなど、全国広く見わたす熱心な教育を行っていました。吉田は後に第四中学校（現在の県立横須賀高校）の初代校長も務めています。

また神奈川に限らず、全国各地には藩校だけでなく、私塾や寺小屋など多くの教育機関が存在しました。とりわけ私塾では、吉田庫三自身も門下生であった山口・萩の「松下村塾」が有名です。

藩校と、私塾や寺子屋の教育風景を比較しますと、藩校のような公的な教育機関では、公権力の下にある社会体制の強化や保持が目的で、保守的な教育が主でありま

した。一方で私塾や寺子屋では、塾長の自由な教育の理想や信念にのっとり、時代を先取りした革新的な教育も行うことが出来ました。

### (三)「学校令」と、現代日本にみる教育の課題

明治時代になると中央集権国家が誕生し、公的な教育と私的な教育が合体し、明治政府は「学制」を制定します。かつて藩ごとに行われていた教育を全国的に統一し、日本の近代化を担う若い人材の育成を行う近代教育制度が始まりました。

学制制度の急速な発展に伴い、明治十九年には明治憲法（大日本帝国憲法）を補完する形で「学校令」が制定されました。以来、先の大戦終結を経て学校教育法ならびに教育基本法が制定されるまで、「学校令」はわが国の公的で保守的な教育体制の根幹でした。このことは国政や自治体など、政治への参加形態に関わらず、すべての政治家が記憶に留めなければならないと私自身も感じています。

終戦から二年後の昭和二十二年三月、「教育の民主化」を目的にGHQの下で学校教育法ならびに教育基本法が公布されました。その前文には、以下のように記されて

の育成に対してもっと様々な方策が考えられるのではないか。私自身も海外の大学に学び、また社会人になってからも憲政記念館で学び続けている経験からそう感じています。近年、多様性を意味する「ダイバーシティ」という言葉を耳にする方も多いかと思えます。教育の現場や施策においても、画一的な教育政策だけでなく、もっと様々な、そして自由な取り組みがなされても良いのではないのでしょうか。

文部科学省から近年出された指針に基づき、神奈川県でも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育（すべての子どものための教育）や、グローバル人材育成の観点から国際バカロレア（世界共通の成績証明）の普及・拡大に向けた取り組みが進められています。

その試みはまだ始まったばかりですが、中央からのトップダウン型だけでなく、教育の現場たる自治体発のボトムアップ型で、日本全体の教育の在り方における総論をまとめ、新たな法改正に資する提言を積極的に行っていく必要があるのではないかと感じています。

### (五) 結びにかえて―地域に根差した教育とは何か

最後になりますが、神奈川県教育史には、もうひと

います。

「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること」―これが教育基本法の命題に掲げられています。この理想のために教育を推進しているわけですが、公の教育にも私の教育にも、それぞれ利点や長所があると私は思います。一方で学校教育は文部科学省が検定した教科書により行われるため、公立私立を問わず、大半の学校教育はおのずと公的な色合いが濃くなります。

社会人になれば、「勉強会」や「交流会」などの集まりに参加し、私的な教育を受けることが出来ますが、そうした機会を得られるのは、自ら教養を高めたいと燃える一部の人材のみに限られます。私自身、その重要性を改めて感じたのは大学を卒業してからになります。

義務教育や生涯学習など、およそすべての教育行政が抱える課題を考える上で、それぞれの質をどう高めていくか。議員の職責を預かる現在、日々想いを巡らしています。

### (四)「開かれた」教育が地域そして日本の未来を「拓く」

経済や文化に限らず、教育の分野でもグローバル化が進む現在、元来保守的である公的な教育のみでは、人材

つ興味深いエピソードがあります。

冒頭でふれた周布公平は、吉田松陰や高杉晋作のよき理解者でもあった長州藩士・周布政之助の二男でもありました。いわば明治維新の原動力となった志士たちの心意気が、この神奈川県にも息づいている。そういつても過言ではないでしょう。

そんな周布が自ら呼び寄せた吉田庫三は、県立第二中学校の校長時に修身の講義を行いました。その間も、自分の家柄や、伯父でもある吉田松陰については一言も触れることが無かったそうです。郷土の偉人として二宮尊徳を称え、その言行を教訓とすべきことを力説し続けたという逸話が残されています。私も人づてにこの話を初めて知り「これだ!」と思いました。

本当に開かれた教育とは、そして地域に根差した教育とはどういうことなのか。こうしたところにも、それを考えるヒントがあると私は思います。地域の発展なくして、国家の発展はありません。神奈川県が、そして日本が教育を柱として発展していくためには、どのような人物を範としていけばよいか、そして人材を必要としているか。それをより具体的に示す必要があるのではないかと感じる次第です。

(了)

## 《地方議会議員の声》

## スポーツによる地域振興を実現するために

黒崎 祐一

(港区議会議員)



黒崎祐一（くろさき・ゆういち）

一九七六年東京都港区赤坂生まれ。明治大学政治経済学部政治学科卒。全国大学ラグビーフットボール選手権大会優勝。在学時は背番号「1番」をつけ、明治大学の黄金時代を築いた。その後、総合商社勤務を経て、二〇一五年、港区議会議員選挙初当選。現在、港区議会保健福祉常任委員会委員。東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会委員。

## ◆はじめに

紫紺のジャージを着て国立競技場を沸かせたラグーマンは、総合商社で鉄鋼事業に携わる商社マンとしてサラリーマンとしての経験を積み、二〇一五年の自由民主党の公認候補として統一地方選挙に初出馬、初当選を果たす。現在は港区議会議員（一期）として保健福祉常任委員会委員、東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会委員として見地を広げる。

ラグビーワールドカップ二〇一九日本大会（以下RWC二〇一九）や東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会（以下東京二〇二〇大会）の開催を控え、世界中から人が集まり、様々な交流が生まれるような国際交流都市・港区を実現するため、一般社団法人港区ラグビーフットボール協会会長として、スポーツによる地域振興の実現に向け日々活動している。

## ◆世界三大スポーツのうちの二大会が日本にやってくる

二〇一九年のRWC二〇一九、二〇二〇年の東京

二〇二〇大会と二年連続で世界三大スポーツ大会のうちの二大会が東京で開催されることは、スポーツを愛するものからすると、奇跡としか言いようがない。RWC二〇一九では全国十二都市（札幌市・岩手県釜石市・埼玉県熊谷市・東京都・神奈川県横浜市・静岡県・愛知県豊田市・大阪府東大阪市・神戸市・福岡市・熊本県熊本市・大分県）で開催され、東京二〇二〇大会は東京都がその開催都市となる。

この二大会の開催メリットや意義をどう地域に繋いでいくかが大変重要な課題であり、有形無形のレガシー（大会遺産）をオールジャパンで創出していくために様々な取り組みを形にしていくことが、次の世代に日本の良さを継承する我々大人の責任である。

## ◆RWC二〇一九の開催効果

RWC二〇一九の開催効果については諸説あるものの、国内経済効果が四千二百億円、東京都経済効果が八百二十四億、宿泊消費効果が二百七億円、大会視聴者数は四十億人、訪日外国人数は四十万人、雇用創出効果は約三万九千人となっている。東京

二〇二〇大会が東京都周辺で二週間ごとに凝縮して行われる一方、RWC二〇一九は一ヶ月の大会期間を主に週末が試合開催日となるため、平日に観戦スタジアムを起点として日本国内を旅行・観光する訪日外国人が多く滞在する傾向がある。このように、RWC二〇一九はスポーツツーリズム（スポーツとツーリズムの融合）により、地方創生に寄与するスポーツイベントと言える。

#### ◆聖地・秩父宮ラグビー場における港区の取り組み

ただし、私が活動する港区では、国立競技場の完成が遅れたことにより、開幕戦が調布市の味の素スタジアムに、決勝戦は横浜市の日産スタジアムで開催されることになり、今のままでは、二〇一九年に日本ラグビーの聖地・秩父宮ラグビー場では何も行われない事態になっている。スポーツによる地域振興を政策として掲げる地方議員としては、聖地を擁する港区が中心となって、開催十二都市と秩父宮ラグビー場を繋ぎ、全国からワールドカップを観戦しに来日した外国人が聖地巡礼をするかのごとく港区を訪れ、滞在する。そして、それらの受け皿となり、

#### ◆大会レガシーの先にあるもの

東京都では、RWC二〇一九と東京二〇二〇大会に向けて「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の三つのシティの実現を目指している。都のあらゆる政策を総動員して、二〇二〇年の先に東京の未来に向けた様々な取り組みを着実に実施し、東京が抱える課題の解決とより一層の成長を創出し、「新しい東京」をつくっていくビジョンがある。これらを実現していくには、地域が自分のこととして取り組み時間が必要不可欠となる。

都庁や区役所が策定した方針は素晴らしいが、これをいかに自分ごととして考え、プランを作り、行動に繋げ、地域に広げていくかが肝要である。オージャパン、そして全世代で、それらを考えるきっかけになるのが、RWC二〇一九や東京二〇二〇大会であり、これらをしっかりと捉えて生かすことが、日本の成長を加速させる契機になると考える。

#### ◆まとめ

今まで述べてきたように、RWC二〇一九や東京

消費・購買行動に確実に繋いでいくプロモーションを仕掛けて行くことが、まさに港区にしかできない観光施策だと考える。

また、秩父宮ラグビー場のある青山を中心にホテルや八芳園、明治記念館、国立新美術館などの日本文化体験施設、そして、六本木や赤坂を代表する繁華街、麻布十番商店街を筆頭とする港区商店街をシヤトルバス等で繋いで「おもてなし」を地域で供給する。さらに、港区内のオーロラビジョンがある地域を開催スタジアムのサテライトスタジアムとして、試合や観光、物産などを地域連携させ、港区にあればワールドカップが体験できるまちづくりを推進していく。（例・新橋SL広場は東大阪市花園ラグビー場、六本木交差点は札幌ドーム、赤坂サカスは釜石鶴住居復興スタジアム（仮称）などの一地域一スタジアム運動を展開）

上記取り組みを推進していくことで、秩父宮ラグビー場を聖地化し、ゼロ番目の開催都市に港区がなることになり、全世界に認知され、RWC二〇一九のレガシーとしてスポーツが地域振興に寄与するモデルを実現していく。

二〇二〇大会はスポーツ好きの人のお祭りではない。特にパラリンピック開催によるハード・ソフトにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化は日本のテクノロジーとあいまって、世界の福祉基準を大幅に押し上げる可能性を秘めている。これをオールジャパンで一人一人が理解し、考える場を提供することは、地域の発展を担う地方議会が果たしていく機能であり、責務であると考ええる。

開催まで残された期間、一議員として、そして一ラグーマンとして、レガシー創出の信念と情熱をしっかりと周りに伝え、輪を広げていき、日本の将来を作り上げる発信源になる。未来に向けた仕事ができる議員という職業は私にとって天職であり、どんな困難があろうとも前に突き進んでいく覚悟を新たに、この原稿を締めくくる。

(了)

## 《特別掲載》

## 「東京市長時代の尾崎行雄」

本稿は、総合研究開発機構（NIRA）の一九九二年度委託研究「尾崎行雄の政治理念と世界思想の研究」より、黒宮時代・当財団参与（当時）が執筆した「東京市長時代の尾崎行雄」を、今回の特集用に一部抜粋・編集したものです。

## ■はじめに

明治新政府が基盤を確立していくためには、地方行政における日常の業務を切り放す必要があった。また憲法発布、条約改正などをひかえ、自由民権運動の高まりにも注意するとき、地方の名望家を味方にすることが必要でもあった。

そこで新政府は地方の政庁に行政を一応任せること

にしたのである。政府は、プロシアの団体自治、つまり地方は中央政権の末端組織という政策を取り入れ、これにより中央から地方への官僚による統制と地方における名望家支配を結びつけた。このプロシア的官治を推進する政府と地方行政に住民のための自治を遂行しようとする地方政庁との戦いがこれ以降始まった。

一八九八年、東京市はそれまでの特別市からやっ

独自の市長、助役、市庁を持つ地方自治体になった。しかし中央から地方への統制はなくなり、東京市にとって住民の利益・福祉のための政治を行うには、東京府並びに内務省との煩雑な意思疎通が必要であった。また内にある不正腐敗が頻繁に発生し、自分の利益が先というような市議員が横行している市会のコントロールが必要であった。この腐敗のため、時の市長が辞職するような事態も起きていた。

尾崎行雄が東京市長になったのは丁度このような時期であった。彼は、国会議員として、国を動かし世界の中に船出していく日本丸の舵取りの一員として華々しく活躍したが、行政官として立派な腕前を国政の場で発揮する事は出来ず、むしろ、東京市長としての二期十年の地方行政の場でこそ、数々の業績を残したのであった。

尾崎は慶応義塾で英語を勉強すると、ハーバート・スペンサーの抄訳『権利提綱』や、アルフューズ・トッドの『帝国議院政治論』の翻訳を出版し、二年間の英国留学等でアングロサクソンの考え方、すなわち自由主義、個人の利益、福祉の尊重の考え方を身につけていた。「先ず個人があつて然る後に国家が組織さ

せられたのだ。：個人の発展を押えて、国家のみ独り繁栄する道理はない。」と尾崎は述べている。思想が出来て制度が出来るのが立憲政治であるから、地方行政においても個人の福祉が先であり、制度を先にして個人を後にしたのは、制度と思想の衝突が起こる。これでは立憲政治を執り行うと言いながら、封建政治を行っているのと変わりがないと考えていた。またベンスラムのいう最大多数の最大幸福を施すのが為政者であるとも考えていたので、住民の利益、福祉の為の地方自治を行うとしたが、そこにはドイツ式官治の方針で臨む中央政府との戦いが待ち受けていた。

彼は、妥協や回り道も辞さない実利的態度で、二期十年を勤めた。時には、主務官庁である内務省の懐に飛び込み、またある時は、市会で不信任を出されても「意地がある」と応じず、市民の利益と福祉のためにかけた市長時代を送り、今日の東京の行政基盤を築いたのであった。

## ■明治三十年代の東京市

当時の東京市の規模は、今の東京都とは比べるべくもない。一八九九年施行の特別市制が公布されたとき

に、それまでの旧江戸十五区すなわち麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、深川を以て東京市ができたのである。これは、今の千代田区、それに、港、文京、台東、江東、新宿、墨田区のそれぞれの一部からなる広さで、その当時の面積が四・七方里、人口は百三十七万人であった。尾崎が市長に就任した一九〇三年、人口は百八十八万人に増え、また財政規模は、一八八九年度歳出は、三十九万円であったのが、一九〇三年度は一般会計と特別会計を加えると五百十一万円に大きく増加するほど、急速に町が膨張して都市がつくられつつある時期であった。

市会議員の定員は六十人で、直接市税納入額のレベルで一級から三級までの各級選挙人が決まり、級ごとに定数の三分の一ずつ配分され、それぞれの選挙区から選ばれることになっていた。選挙人の少ない一級選挙人の選挙区からは、十票前後の得票で議員となれる事もあったため、富豪がより多く市政への権利を行使出来るシステムであった。市会議員が決まると市参事会も組織された。これは定員十二名で構成され、市を代表する府知事のもとで、実際の市政執行の責任を負

の行政を司るのであるから、なかなか一般の者には任せがたいと、多くは政治家や中央官僚の中から選ばれた。昭和前期に至っては十一代から最後の十九代岸本市長まで九名中五名が内務省出身者であった。

一八九九年三月、政府は府県制を改正し、府と市の間に内務官僚の立ち入る余地をつくった。府県は法人となり、府県会議員は、国税三円以上を治める者を選挙人として選挙区ごとに直接選挙で選出される事となった。この改正により、内務大臣の府県行政に対する監督権は強まり、市政活動は内務省による市会の決議に対する干渉などで度々停滞した。

### ■実務家・尾崎行雄、東京市長に就任

一九〇三年六月二十九日、尾崎行雄は松田市長の後を受けて第二代東京市長になり、以後二期十年間東京市長を勤めた。

尾崎行雄は理論家・空論家と言われているが、実際には、一度行政を担当し実務を試みてみたかったと語っているように、実務家・実務家の面を持っていた。彼は日頃でも出来ないことを言っているのではなく、実務をやる担当者がいないうちにその理論は空

うものとされた。また市会議員は府会議員、衆議院議員、貴族院議員を兼ねる事が認められていた。この制度は東京都政に変わる一九四三年まで続いている。

しかしこの特別市制のため、東京市には市会議員はいるが市長、助役は存在せず、市庁の設置も認められていなかった。府知事が市長を兼務していたが、これでは自治が認められてはいえないと、市会は再三特別市制の廃止を決議した。一方、政府は東京市のような大都市の行政を地方政庁に完全に任せる気はなく、その都度これに反対した。この決議は都合八回出され、政府もついに反対する理由がなくなり、一八九八年九月、特別市制は廃止された。

これより市政一般を東京市が運営し、市長を公選とすることが認められ、総務部、土木部、水道部、会計部の内局十課で構成された独自の市庁が設けられ、自治体として東京市は発足した。市長の選出法は、内務大臣の命令で市会が三人の候補者を選出、その中で一番得票の多い者に対して、内務大臣から天皇裁可の伝達がなされ、正式に市長となるもので、まだ本公選ではなかった。

東京市長は、百三十万人からの人口を抱える大都市

論になる。自分の考えも実際に移せばこれは空論ではなくなるとして、『憲政の本義』の中で次のように空論と実論の別を述べている。

「何人をしてその局にあたらしむるも、到底実行し得べからざる者は空論なれども、当局者その人を得ざるが為に実行し難きものは空論にあらず。設計宜しきも請負師悪ければ、破綻百出するが如し。」

ことに当たる以上は時間をかけてでも理論だけに終わらせることなく実行に移していくタイプの理論家であり、つまり実務家であったことを本人は自覚していた。

### ■尾崎の思想と地方自治

尾崎は日本帝国の顔である東京市を預かるに当たって、市長の責任は「住民の利益を守りその健康的な生活促進」する事にあると自覚していたが、市民の協力なくしては市政がおぼつかない事も承知していた。

尾崎が希求するイギリス型の立憲政体は、自由と権利の範囲を拡張し、同時に義務の範囲も拡張される政治様式であるとし、東京市民にも、「東京市は我が帝国の首都であるということ」を自覚するよう促し「東京

市民も、ただ一時の利害にのみ執着することをやめて永久の利益のために、徒に減税を叫ぶが如きことはやめて」市の将来の発展の為に協力することを求めた。

尾崎は立憲政治を日本で具現するため奔走していたが、大衆はこれを理解していなかった。彼は、憲法のもとに、人間の生存と財産の権利は保障されており、憲法の定める法律によらなければ何人もこれを奪うことは出来ない。この道理に従って政治が行われてはじめて立憲政治が行われていると言えらるのだということ。それを広く全国に広めていかねばならないと思っていた。それには、若い人から教えなければと、『人類と禽獣』という本を著し全国をまわるつもりであった。ちょうどその時東京市長になったので、まず手始めに東京中の小・中学校の校長を呼んで、子供に「人間は憲法上と与えられた権利によって生命財産を持っているから禽獣とは違うのだ」ということを教えるように指示した。この人間と禽獣との違いを聞かされた校長達は、まさに封建制の下で育った者達なので尾崎の意味が理解できず、よってこの話は子供達には伝わらなかった。この理念が大衆に行き渡るには、全国民に対する教育というたゆまぬ努力が必要であり、日本において

電車・下水等についてこれを見るも、思い半ばにすぐるものがある。」様な状態であった。尾崎が嘆いたその東京の街を改良しようという考えは早くから存在していた。

一八八八年八月、市区改正条例が交付され、旧十五区の約七割を対象とし、道路三百六十六路線の新設及び改修、河川の新設八件及び改修二十二件、外堀修理四件、橋梁・鉄道の新設四十九カ所、諸市場、屠殺場八カ所、火葬場五カ所、共同墓地六カ所等の設置を計画し、大正八年までの三十一年にわたって継続計画として着工された。

しかし、この条例は、地方行政と国政の両方が司ることになっていた。市区改正の計画とその事業は、東京市区改正委員会の決議によることとなっていたが、この改正委員会は、内務大臣の直接監督の下にあって、中央官庁、学識経験者、府、市の意思決定機関の代表者及びその執行機関とで組織され、内務次官がこの委員会の委員長を務めた。一方この市区改正事業に掛かる費用は市の財政が当てられることとなっていた。政府は、首都の改造を地方政体である東京市だけに決めさせることはしない態度をとり、自ら監督し、

立憲政治が消化されるにはまだ時間がかかることを彼はつくづく思い知らされた。

また彼はベンサムの影響による実利主義者（尾崎は功利主義者という訳は良くないと言っているのここでは実利主義者とよぶことにする）でもあった。尾崎はその著『無信仰論その他』の中で、自分の平和主義が「宗教からきたのではなく、若い頃ベンサムのものを読んで、最大多数の最大幸福」という言葉を覚え、これは大変いいと思った。」と言っているように、物事を判断し行動する基準として、最大多数の利益のためになるかどうかを用いていた。尾崎は、ベンサムの実利主義を自由主義成立にとって必要な思想と評している。故に彼の行動の本質には多くこの実利的な判断によるものがある。特に市長職のような実務を執り行う場合には実利的に動かねばならないことを尾崎は知っていた。

### ■実利家・尾崎市長の業績

#### ①市区改正

尾崎が市長になった頃の東京市は「京都・大阪その他の都市に比べて、劣る処も少なくない。例えば道路・

財政負担だけを地方に押しつけた。

また市区改正の内容も国にとって都合のよいものかとされ、道路・橋梁・河川は改良の対象とするが、水道や下水道等、生活基盤整備事業は後回しとした。

このように東京のまちづくりでありながら、住民の便宜などは考慮されず、条例計画中、下水道は大部分が未完成、市場と築港はとうとう着手さえされなかった。この市区改正事業は経費が掛かり、市への負担は大きかった。そのうえ日清、日露の戦争で、戦費に予算をとられ、計画は毎年延び延びとなっていた。

住民の利益、福祉を考えると市区改正はどうしてもやらなければならないところまできていた。この状況に尾崎は、地価はいずれ高騰するのだから、今買わないと市区改正はもっと高いものにつくはずと見て取って、市区改正十年計画を立てたが、東京市にはそれだけの買収をする財源はない。そこで、一八八八年に出た公債募集の許可を利用する事とした。市が一時に負担できないような巨額の経費を必要とする事業の場合「毎年収入の特別税を目的とし五十カ年以内の期限を持って、公債を募集」できる事になっていたからである。



尾崎は政府が負担しない以上、自分達で費用を工面するには利益の比較的多い外債の発行しかないと考えた。「現在の内債は六朱にして九十八―九十九円の間を往来し、その利回りは十四年間の平均五朱九九九に当たれども、今回まさに募集せんとする新債は九十六円手取りにて、その利回りは五朱三四一に相当し、すなわち百円につき六十五銭の差ある」ことになるので内債ではなく、外債にしたと当時の新聞に尾崎が語っているように、尾崎は市が外債を発行することの利益をいち早く認め、千五百万円の外債を募る事とし、この案を市会にかけたのであった。

一九〇六年七月市会は、市区改正用に一五〇万ポンドの事業公債の募集を決定した。尾崎はこの金で「先ず、これまで断念されてあった、京橋高世橋間の、一番高いと云われる場所を改正し、つづいてその他に及ぶ計画を立てたが、実際に仕事すると予定の経費よりも安くでき上って、予算がだいぶ余った。」「こうして順次、市区改正に着手したから、東京の主だったところは、大抵改正ができた。」これにより、地方政庁の手で、東京の町並みの整理がなされた。

道を最も多く造っている。これは政府のヨーロッパ追従政策が地方行政に降ろされたためであろう。

道路の改良と平行して、西洋のように街行く人が目で楽しみ、緑陰を得る事ができるような街路樹を東京の街にも導入することを尾崎は決めた。これも適切な街路樹の調査から始まり、輸入ものの街路樹を種から育てることで質と数量とをまかなえるよう手配をさせた。ヨーロッパでは並木はどこにもあるので簡単に日本でも導入できると思っていたのだが、三、四年もの長期計画となった。「凡そ仕事をするには、どんな容易そうに見える仕事でも、なかなか年月を要するものだということをしみじみと感じた。」と尾崎は述懐している。

実利家らしい尾崎の市会対策の一つに、海外視察団の派遣がある。一九一〇年三月に市内の主要道路改正は施行されたが、この件に関して、市会で反対が大層多かった。尾崎は議員の有力者を海外へ派遣して向こうの都市の立派な道路や施設を見れば考えも変わり、これを支持する側にまわるだろうと、市会職員、議員の海外視察案を打ち出した。

一九一〇年ロンドンで開かれた日英博覧会を機に、

## ②路面改良と街路樹

日本の道路は欧米と比較すると狭く、また随分と遅れていた。政府は、道路の拡張には意を用いても、それは軍用道路や流通道路の整備に重点をおいていたのであって、一般用の道路は放置されていた。その為に、住民は毎度砂ぼこりや悪路に苦しめられていた。

一般大衆の便宜をはかるためには、まず道路を改良する事であり、さすれば市にとっても土木修繕費の節約にもなると、尾崎はさっそく道路の改良に取り組んだ。日清・日露戦争後の急激に膨張した街の道路計画には、長期的な計画が必要であった。尾崎はこれからの道路として普及させるのにふさわしい道路を造るために、アスファルト道、碎石道、木道等の各種の道路を造らせ、「アスファルト道路は碎石道路に比べれば、五度から十度温度が高くなる。木道路は費用が高すぎる。そのうえ、東京の如き湿度の高い土地に於いては、木片が腐食する憂いがある。最も廉価にして、且つ最も日本の風土に適するものは、当分の処、碎石道路であろう。」と使い勝手、耐久性、費用の面等から結論を碎石道路とした。しかし後継の市長はこの意見を採用しなかったようで、ヨーロッパと同じアスファルト

市会議員の有力者を欧米都市視察に派遣することとし、視察補助費を計上、市会に提出した。これにより、正式な市派遣の視察団が欧州に出されたのであった。

## ③下水道改良工事と上水道拡張

政府にとつては、道路や河川の整備の方が急務であり、住民の生活の便は後回しであった。また当時水道といえば、上水道の事しか考えられておらず、下水道はドブのままであった。このような状態だから、一九一〇年八月に東海、関東、東北に豪雨が降ると、市内は大洪水となり、浸水家屋が十八万六千戸も出た。尾崎はさっそく下水道改良工事の実施に乗り出し、一九一一年二月参事会で上下水道工事の施行の決定をとるや、五カ年計画事業として計画をたて、内務・大蔵大臣の認可を六月に受けた。これには政府も反対できるわけはなく、認可を受けるや尾崎は直ちに下水改良事務所を設置し、下水を墨田川に放流するという第一期工事を同年十月に決定させている。

上水道の方は尾崎も早くに手をつけ、市長就任の翌年、一九〇四年には上水道拡張に着工した。しかしこの拡張も「当分は十分な見積であったが、後に干ばつ

続きになると、断水の憂いなどが起こる状態」となり、

需要をまかないきれなくなったので、新たに水源を確保する手段を講じる事とし、水源林の生育・確保を思い立った。一九〇六年十一月、多摩川水源林の調査に着手した。当時は多摩川をただひとつの水源としていたが、その流域の山林は、明治時代には、江戸時代よりも荒れていた。尾崎は水源林経営事業の案件を市会にかけた。市は一九一〇年に、水源地森林経営費四千七百九十八円（御材材譲受代）、五千二百四円（俵給、造林費等）の議決をして水源林経営に乗り出した。

これは羽村の上水取り入れ口から上流の多摩川流域に、毎年六百町歩ずつ伐採して植林し、樹木の更新を図ることとしており、大正の末までには、総計千二百万本の苗木を植え、造林面積は二千五百町歩に達した。この尾崎の五十年先を見越した水源林の確保という行政も尾崎の実利家としての面目を施している。

また、尾崎は水源林の確保と同時に、貯水池が必要なことを目をむけた。一九一一年村山貯水池の大拡張計画をつくり、翌一二年九月この水道拡張計画（村山貯水池案）は内閣の認可を受け、一九一三年十一月に

不満が多く、公共的性格の交通機関である電車の民営は市民に不利益であるという世論が強くなっていった。

一九〇六年六月、この三者が合併して、東京鉄道会社となり、運賃を三銭均一から四銭均一に引き上げた。これに対して、九月日比谷で値上げ反対の市民大会が開かれ、電鉄会社に対する襲撃や電車の破壊などが行われた。また十月二十五日には東京各区議会議員連合秋期総会で、「電車市有の実現速成と電灯、ガスの市有」の決議が行なわれた。このような市民の要求の高まりを受けて一九〇八年尾崎は東京鉄道株式会社を六千七百五十万円で買収する仮契約を結んだが、同年七月六日内務省はこれを認可しない事を決めた。市参事会は市営再願いを決議し、会社側と再度協議しようとしたが、会社側はこれを断った。そこで七月十四日、尾崎市長、河田・山崎両助役は連結辞職を申し出た。これは九月十二日の市会においてようやく承認されたが、その十日後の九月二十二日には選挙があり、尾崎は市長に再選された。

三年後の一九一一年七月、市参事会は電車市有案を再度可決した。そして八月、尾崎市長と東京鉄道株式

七カ年継続工事として起工された。

#### ④電車市有

東京都内にはつい近年まで東京市営電車が東京市民の足として、安い料金で走っていた。この市電は市長時代に尾崎の再三にわたる市会、内務省への働きかけで、やっと市営となったものであった。一度は内務省に邪魔をされて尾崎は辞職までしている。住民の利益を損なうのは、国本位の政府の施策だけではなく、独占公共事業もそのひとつであった。独占を許すと値段を意のままにして住民に負担をかける。よって公共企業性格の電車をぜひ市有にしなければならぬと、尾崎は並々ならぬ決意を持って臨み、ついに市営の電車、電力事業を手に入れ、それを種に横行していた市会の腐敗の芽を摘んだのであった。

一九〇三年八月馬車鉄の後身、東京電車鉄道株式会社が品川―新橋間に開通、翌年九月には、東京市街鉄道株式会社が数寄屋橋―神田橋間に電車を開通し、一九〇四年十二月には東京電気鉄道株式会社が土橋―お茶の水間に開通、この三者間でいわゆる三電競争をしていたが、料金がそれぞれ別であることから市民に

会社は六千四百五十万円で同社の経営する電車及び電気供給事業を東京市に委譲する買収契約を結び、ここに東京市電ができる事になった。そこで尾崎市長は同年十月英国・仏国において九千六百万円の外債を募集して買収の費用に当てた。またこの買収により東京市は電車事業と電気供給事業を担当する電気局（東京都交通局の前身）を新設した。

この買収計画は尾崎にとって正念場であった。どうしても市有を成功させるためには、政府の許可がいり。前回の轍を踏まないためにも政府を懐柔しなければならなかった。そこで尾崎は、政府の懐柔に目を付けた。そのころ、日本政府は正貨準備がだんだん減って、兌換（だかん）制度の根底が危うくなりかけていた。この際、一億円の正金が入る為ならば、この外債募集の話にのつてくると見て、政府に電車市有と外債の話を持ち込んだところ、尾崎の見込んだとおり、政府は外債募集にのつてきた。「政府は正金が欲しい。私は電車を取り上げたい。それには金が必要。目的は違うが、金を要求する点だけは、一致した。」そこで政府が援助し、大蔵省が外債の募集その他いっさいの仕事を担当して実務を助ける事になった。

目的のためには、日頃市政の停滞を招くことばかりしてくる政府とも目をつむって手を結んだ尾崎のやり方は、後に述べる市民による買収反対を強硬に押し切ったことと相まって、尾崎の実利家の面をよくみせている。

### ■市会の腐敗と戦った尾崎

尾崎が市長になる前の市会は贈収賄事件などの不正、腐敗で伏魔殿とまで呼ばれていた。特に市会には星亨がいた。彼が、麹町地区から市会議員として当選すると、矢継ぎ早に彼の腹心の利光鶴松ほか数名の市参事会員や助役、水道会計部長等も含む贈収賄事件が起こった。この事件は、まず一九〇〇年三月の汚物掃除法による市内汚物掃除請負に関する事件、水道の量水器納入に関する事件、ベルギーから水道鉄管輸入に関する違約金支払いの問題、また日本鉛管製造会社の水道鉛管納入の件などが重なった大きな贈収賄事件であった。

この事件を知ると、市民は大層憤慨し、同年十二月八日に、芝公園で「東京市公民大会」を開催し、「市政腐敗の結果、徒に市税を増加し、事務いよいよ紊乱

し、市民は一日もこの不幸な状態の下にたつに忍びず」と事態を糾弾した。このような不正腐敗の巢窟のように言われた東京市政であったので、第二代市長には、これを抑え、本人も清廉潔白である人物として尾崎行雄が選ばれたのであった。

尾崎は、「東京市政の真の廓清を図ろうと思うならば、まず東京市民の道義的觀念の欠陥から補填して行かなければならぬ。然してこの道義的觀念の欠陥はひとり東京市民のみならず、全国の都市を通じているのは誠に遺憾の至りである。今回東京市に現れたる不正事件は、たまたまこれが一縮図たるに過ぎないのであるから、市の道義的觀念が根本的に改革されない限りは、何人が市長に就任したところで到底市政の廓清されるものでない。」と腐敗事件絶滅にはまず市民の道徳的自覚が必要と訴えた。

尾崎は選挙区で政見演説をするときには入場料をと、支持者がお金や米を持ち寄る選挙をしていて腐敗に縁がなかった。当然ながら、公職にある市会議員、市職員が汚職や疑獄を起こし、市民の不利益になるようなことをするのを見過ごす訳にはいかず、腐敗の芽を摘みとる努力や、不正を細かくチェックする事を怠

らなかつた。その結果尾崎の在任中疑獄は起こらなかつた。「東京市長在職中の十年の間、ただのひとつも汚職事件は出なかつた。これは翁の高潔な人格の反映であつたと言っただけでなく、市政の隅々にまで目の届いた実政治家としての卓越せる手腕を物語る。」と尾崎の秘書を務めた伊佐秀雄はその著『尾崎行雄の人と思想』で回顧している。

尾崎は当時を振り返って電車の市有は「一番重大で、最も困難な仕事」で「世間ではあれをただ電車の市有と見ることだけに見て居る。しかしあれは、東京市の実権を握ろうとする大規模な計画を未然に打壊したのである。」と述べている。当時の電車会社は、星派にとつて打ち出の小槌のようなもので、電車市有という声を彼らが挙げただけで株が上下し、その差益で一穫数百万円の金を儲けていたのである。「いざといえれば数百万円の金が動いて、市会議員も参事会員も彼ら一派の自由となるのだから、どんな市長でも太刀打ち出来ない。」と尾崎が嘆いたようにこれが市政腐敗の最大原因となっていた。

尾崎は実利家らしく、この買収は安い買い物ではないが「少しばかりの安い高いを言つて、この計画が全部不成立に終われば、東京市は未来永劫どうすること

も出来なくなる。」と考え、電車を買収した。「果せる哉、電車市有後は、さしも東京市を自由に切廻して居つた星派の残党も、手も足も出せなくなり、今日全く彼等の手から独立して、真の仕事が出来るようになった」と述懐している。

尾崎が東京市長に就任する以前、星亨らに牛耳られ腐敗、不正を繰り返していた東京市政は、尾崎の市長在職中は大過無く済んだが、尾崎が退職してから数年も経つと、「また市政は凌乱しはじめ、大正末期から昭和の初めにかけてその凌乱最も甚だしく、東京市はふたたび伏魔殿と言われる醜態を示した」のであった。

### ■尾崎市長とワシントンの桜

負けると思つていた日露戦争に勝利したのは、戦いによる勝利より外交的条件が日本に有利に働いたからだ。尾崎はこの戦争を分析した。「日英同盟のイギリスは勿論、ドイツ、フランスもロシアに勝たせるよりも、日本に勝たせたいと望んでいたし、アメリカは、弱小日本が大国ロシアに開戦した事に、日本国民の勇氣をほめ讃え」ている、そのような条件が列国をして日本に同情させたのである。しかし尾崎は、列国が

そう簡単には、仲裁に出てくるとは思っていなかった。列国の仲裁の可能性について「列国の極東貿易は、主として南清一帯に在り。牛莊・天津の貿易は、欧米諸邦よりしてこれを見るに、僅かに九牛の毛たるに止まる。故に満州に於いて戦争たとい幾年月にわたるとも、列国は貿易上の為に甚だしき苦痛を覚えず。したがって貿易上の利害を理由となし、両国間に仲裁を申し込む如きは、萬一にもこれあるべからず。」と悲觀的に思っていただけに、次第に日本が苦しくなった時、「やつと敗北を免れたのはアメリカが仲裁に立つてくれたためだ」と尾崎は大変感謝し、この米国の日本に対する好意に対して外交上何かしなければならぬと思っていた。しかし桂政府は戦後の混乱で何も考える状態になかったため、政府が何もしないならば、国会議員が、地方自治体が具現すべきであると考えた。

時の大統領タフト夫人の発起で、首都ワシントンのポトマック河畔に、日本の桜の樹を移植しようという企てがあることを聞いた時、尾崎は「よい機会であるから、先方を買わずに、東京市からワシントン市に寄贈する事」を考え、参事会や市会にはかったところ、市会は一九〇九年八月、桜二千本寄贈を決定した。そ

この件は地方自治体が日米友好のために一役買ったことになった。一度目の桜の木の焼却事態に日米双方とも驚き、お互いの友好関係、外交関係にひびが入らないよう、皆が心を砕いた。時の国務長官ノックスは駐米日本大使に、大統領も残念がっている事を正式に文書で伝えた。尾崎夫人テオドラも、タフト大統領夫人宛の親書の中で、日米両国の友好の記念として此の二度目の桜が寄贈されたと記述している。

地方自治体の首長たる尾崎行雄が、国が積極的に出来なかった米国への感謝の念を表す具体的な行動をとった訳であり、以後、この桜は日米親善のシンボルとして役立つてきた。

### ■東京市長としての十年間

尾崎の東京市長としての十年間は中央政府の干渉、監督下にあり、制限された地方自治の中、住民の利益・福祉のために実務的にまた実利的に行政を執り行った十年であった。

「元来今日の我が市町村制は、大体今の山県公が内務大臣時代にロエスレル、モッセという二人の雇いドイツ人に立案させ、多少の修正を加へて明治二十一年

こで専門家に依頼し、同年十一月二十日に桜は横浜港を出発、十二月十日シアトルに陸揚げされた。そこからワシントンへと運ばれ、一九一〇年一月六日到着するとすぐ農務省の庭園倉庫へ検疫のため運び込まれた。ところがこの桜の樹を検査したところ、害虫やその卵、その他種々の病菌が、その全部に付着していたので、破棄せざるを得ない結果になり、米側はこれを焼却してしまった。

万国議員会議に出席のため、ベルギーを訪問した帰り、アメリカに立ち寄り、ワシントンを訪れた尾崎は、東京市は再度健康な木を送るために必要な手段をとることを伝えた。これであきらめては前回の努力の意味が伝わらないと、今度の計画は慎重にすすめられた。一九一〇年十二月、桑名教授達は、荒川の土手沿いにある江北村の十二種類の桜から選んだ芽を注意深く消毒し、冷暗所に保管し、翌年の二月、沖津の帝國園芸試験場の特別に選ばれた苗床に移し、そして一九一二年二月十四日に、このうち三千本の若木がワシントンへ向けて再度発送され、三月二十七日めでたくポトマック河畔にタフト大統領夫人らの手に依って植樹されたのであった。

四月十七日に公布せられたもので、いわばドイツ制度の翻訳である。」と尾崎が述懐しているように、一八八八年に公布された市制、町村制は政府が地方人の政府批判を心配し、これを防ぐために地方に限られた自治を与える事が目的であった。内務大臣山県有朋は「地方自治」を「財力、知力を備うる地方名望家」「老成着実の人」にゆだね、プロシア流の団体自治、すなわち官治の下の地方自治制度を確立させようと考えていた。この市制、町村制の公布は、地方自治の始まりではなく、中央による地方統制であり、絶対主義政権の基礎づくりに他ならなかった。

このような状況の中で尾崎が市長として住民本位の政治——住民の利益を守り、福祉を進展させる——の為に行政手腕を発揮し、最大多数の最大幸福を目指すには実利的に動かなければ何も解決しなかった。

また尾崎の十年間は市会における不正・腐敗の種を取り上げるべく電車の市有を試みた期間であった。最初の市有の失敗の時には辞職をした訳であるが、この時彼が失敗したのは、内務省の不認可だけではなく、膝元の市会がこれを妨害していた為であった。尾崎のまわりには、電車が市有になれば金儲けが出来なくな

って困る市会議員らによる謀略が張り巡らされていたのであった。彼らの金のなる木である電車の市有だけはどうしても取り上げたいと、再度政府と交渉をしたが、この時政府の弱点について正貨を入手できる外債募集という形で決着をつけ、これにより彼らの腐敗のもとを断ち切ったのは尾崎の実利家らしいやり方であった。

また、地方自治が中央の干渉、制約を受ける理不尽に対して、尾崎は、一九〇七年郡制廃止案が出された折り、廃止賛成論を国会で行った。今のような状態ではこれは民権の縮小であると言ひ、「郡制廃止、並びに郡役所廃止」を唱えて官僚の地方行政における権力を削減するべきである旨演説した。しかしこの案は国会を通らなかった。

一九一一年三月十一日、尾崎は国会において、ついに東京市を内務大臣直轄にする法案を提出した。これは、「東京市の公共事業については特に内務大臣が直接これを監督する事とし、東京市を府知事の管轄を離れて内務省の直轄にし、参事会が執行機関であることを諮問機関にする。」という内容のものであった。

尾崎が官選市長（府知事）を戴いていた頃は、市会

と尾崎は感想を述べている。

### ■おわりに―現代の地方自治

政府が内務大臣や主務省庁によって自治体の首長を拘束し、地方自治に制約を加える事によって、地方自治体を、国政を支えるための具として位置づける政策は近年まで続いていた。

第二次大戦後、この地方自治政策は、団体自治から住民自治、住民主体の自治体制度に改められたが、それでも事務権限や財政の面で中央政府の制約は依然としてあり、必ずしも地方自治の独立・自律性が守られているとは言えない。今日でも地方の時代と騒がれるように地方自治の独立、自主性を叫ばなければならぬ状態にある。

特に現代は東京一極集中時代と言われており、尾崎の時代以上に中央からの独立が求められている。すなわち多極分散型の国土形成が必要なのである。また地方自治体は住民の福祉のための地方自治という政治的権威を高めるため、中央政府に対し意見、異議をはっきりと唱え、地方自治の自律性を確立させて行かねばならないという課題をも背負っている。最近では、こ

と対立ばかりしていて市政が停滞したのは周知の通りであるし、今では、「直に内務大臣と打ち合わせて仕事を片づけてしまうので、間に挟まるところの知事はただ形式的の文書の取次をするというに過ぎず」、内務省と市の間ですむ問題を、形式上府知事に出すと、よけい手間暇がかかって無駄であるから直轄にしたい旨発表した。この尾崎にしては実務的で地味な提案は、直ちに彼を委員長とする市政改正特別委員会に付託され、東京市ほか、大阪も含むように修正されただけで委員会を通過し、三月十四日本会議で成立した。これにより同年四月七日、市制、町村制改正がなされ、市町村を公法人とし、参事会にかわって市長を理事機関とする事となった。また市会議員選挙に選挙区の人口比例制を採用し、議員定数も六十人から七十五人に増員された。

これは地方自治の独立からは退歩の提案であるが、それでも「これで市長の権力が非常に増加した。」と尾崎は言っているように、この法案により、とりあえず、地方自治へ干渉を加えてくる府知事と政府のうちの一つを除いたのである。「私以後の市長は、私に比べると、非常に仕事し易い位地に立ったのである。」

のような課題に適應するように福祉、環境問題において地方独自の活動がみられる。

これらの活動事例をもっと幅広く、また数多く積み重ねていく事がこれからの課題である。

現代では、百条委員会の制度や地方によっては倫理条例があるように、地方政治の中における腐敗をただす機構は増えてきている。おかげで浄化作用は昔に比べればずっと良くなってきたが、それでも尾崎が星一派から取り上げたような手品の種に代わるものは尽きる事がなく、新たな事例がここかしこで出てくる。これは尾崎が「国民の自覚がなければ改良されない」と訴えたように、国民一人一人の自覚の問題である。その点では、現代も尾崎の時代も変わっていないと言える。

(了)

## 国会における「女性活躍」に関する考察

橋本 晶代

(衆議院議員秘書)

(一) はじめに

第二次政権発足以降、安倍晋三首相は「西暦二〇二〇年までにあらゆる分野で指導的な地位の女性比率を三〇パーセント以上にすること」を明言し、従来の「男女共同参画」の概念を一步進めた「女性活躍」を内閣の最重要課題の一つに掲げた。そして二〇一五年八月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定された。

安倍首相が推し進める「女性活躍」の諸政策と関係があるわけではないが、二〇一六年は日本内外の政治の分野で多くの女性リーダーが誕生した一年であった。「ガラスの

天井」は破れなかったものの、米国ではヒラリー・クリントン氏が民主党の大統領候補になり、また英国ではテリーザ・メイ氏が二人目の女性首相となった。

日本においても、小池百合子氏が八月の東京都知事選挙で当選した。これまですでに六人の女性知事が誕生しているが、小池氏は初めての女性の都知事となり、その後も話題を集めつづけている。さらに九月の民進党代表選挙で蓮舫氏が選出され、野党第一党の党首となった。

しかし、安倍政権が「二〇三〇」を掲げているにもかかわらず、しばしば日本の国会議員における女性の比率が極めて低いことが問題視されてきた。現在、衆議院における

女性議員の比率は九・五%、参議院でも一五・七%にすぎない。列国議会同盟の調査によれば、下院の比較では、日本は一九三カ国中一五七位に位置づけられており、これはインドやマレーシア、ミャンマーよりも下位である。

そのため、各党において、また超党派の検討会において、女性議員の比率を高めるための施策が議論され、二〇一六年五月に民進党は共産、生活、社民の各党とともに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を国会に提出した。また、自民党も公明党と日本維新の会とともに同種の法案を提出した。

そこで本稿では、戦後七〇年の間、国会において女性議員の数はどのような変遷を遂げてきたのか、また諸外国の現状、とりわけ女性議員の比率が高い国ではどのような工夫が凝らされているのか等を確認した上で、クオータ制についてその長所と短所の両方から考察を加えることにする。

なお、本稿の内容は所属事務所とは関係なく、あくまでも筆者個人の考えであることをお断りしておきたい。

(二) 戦後七〇年の歩み

明治憲法下の衆議院議員選挙法では、女性には被選挙権はもとより、選挙権も与えられなかった。男性に関しては、

当初、一定の国税(一五円以上)を納める満二五歳以上の者のみ投票権が与えられる制限選挙であったが、一九二五年に納税要件が撤廃され、普通選挙が実現した。

しかし、第二次世界大戦終結後、日本において女性の政治参加はいっつきに進んだ。現行憲法制定に先立つ一九四五年一月に改正衆議院議員選挙法が公布され、満二〇歳以上のすべての男女に投票権が与えられるとともに、女性にも被選挙権が認められた。その結果、一九四六年四月に行われた戦後初の衆議院総選挙には一三八〇万人の女性が初めて投票権を行使し、投票率は六七%近くを記録した。

また、同選挙には二七七〇名が立候補し、当選率はわずか一六・八%にすぎなかったが、七九名の女性が立候補し、そのうち三九名が当選を果たした。もともと、翌年の第二三回衆議院総選挙で一五名の女性議員しか当選できなかったのみならず、その後、半世紀近くにわたり、衆議院における女性議員の数は十議席前後と低迷を続けた。

一九四七年の衆議院総選挙で女性の立候補者が増えたにもかかわらず、当選者が一五名まで激減した最大の理由は、選挙制度が改革されたことである。戦後初の総選挙では、いわゆる制限連記制が採用され、女性候補や新人候補に比較的不利に働いた。逆に中選挙区制が導入されたことにより、支持基盤の弱い女性は当選しづらくなった。

一方、一九四七年の第一回参議院選挙では一〇名の女性議員が当選を果たし、その後、多少の増減はあったものの、一五名前後で推移した。その結果、参議院における女性議員の割合は五パーセント前後が維持され、衆議院の二倍以上であった。これは参議院で採用されていた全国区選挙と密接な関連があると考えられる。たとえば初の参議院選挙では、全国区選出の女性議員が八名であったのに対し、選挙区選出は二名にすぎなかった。

衆参両院における女性議員の比率は総じて低かったものの、一九六〇年には中山マサ氏が日本初の女性閣僚として厚生大臣に起用された。短い在任期間ではあったが、母子家庭への児童扶助手当支給に取り組んだとされる。さらに、わが国初の女性代議士の一人であり、その後、参議院議員となった近藤鶴代氏も一九六七年に科学技術庁長官として入閣した。もっとも、次に女性議員が閣僚に起用されるのは二二年後のことである。

戦後初の総選挙を除けば、女性議員の人数・割合は少ないレベルで一定していたが、いくつかの時期に増加した。衆議院においては、小選挙区比例代表並立制導入後の初の総選挙および二〇〇五年の総選挙の際である。また、野党勢力の大部分が結集し、民主党が結成されたことも、女性候補・議員の増加に結びついたといえる。

六%前後で推移してきたが、飛躍的に高まったのは一九八九年の通常選挙の際である。同選挙では当時の社会党が大量の女性候補を擁立し、いわゆるマドンナ旋風が追い風になり、選挙区および比例代表を合わせて二二名の女性候補が当選した。その結果、参議院における女性議員は三三名になり、割合は二三・一%と初めて二桁を記録した。

参議院ではその後も女性議員は一五%前後の割合を占め、二〇一六年の参議院選挙では二八名が当選した。その結果、非改選議員と合わせ、参議院における女性議員の数は五〇名となり、割合は初めて二割を超えた。特筆すべきは、一七名が選挙区選挙で当選を果たしたことである。

女性議員が増えた背景には、こうした制度改正が大きな要因として挙げられる。衆議院における中選挙区制では後援会活動中心の選挙であったため、総じて女性候補にとつては不利であった。また、女性候補の擁立・立候補に対する世論の支持の度合いにも大きな影響を受けたと考えられるが、今日では衆参の別、選挙区・比例代表の別を問わず、女性候補は一般的に受け入れられており、そこに大きな差別はないといえる。

さらに、永田町が女性議員にとって働きやすい環境になったことも挙げられる。たとえば、古くは国会に女性専用トイレが無く、男女共用だったというが、当然のことなが

従来の中選挙区制と異なり、小選挙区制は政党本位・政策本位の選挙を実現するために導入され、最大多数の票を得た候補者が当選する仕組みである。そのため、いわゆる個人後援会の票だけでは足りず、広く無党派層にも支持を求めなければならない。新たな選挙制度で行われた一九九六年の総選挙では、小選挙区だけで二二七名の女性が立候補し、比例代表と合わせて三三名が当選した。

続く二〇〇〇年および二〇〇三年の総選挙でも同様の傾向が見られ、衆議院における女性議員は約三五名となった。さらに、二〇〇五年の総選挙では、小泉純一郎首相(当時)が郵政改革法案を通すため、世論に注目されやすい候補として多くの女性を擁立したこともあり、女性候補の当選者は四三名、女性議員の割合は八・九%まで増加した。

二〇〇九年の総選挙では、民主党(当時)や共産党が五〇名近くの女性候補を擁立したことも影響して、女性候補の数は小選挙区と比例代表を合わせて二二九名まで増加した。女性の当選者も五四名となり、衆議院で初めて一割を超えた。諸外国に比べ、女性議員の割合はまだ低いものの、中選挙区制下における二%よりも大きく増えている。選挙制度改革および野党勢力台頭の意義は大きいといえる。

衆議院に比べ、参議院においては女性議員の割合は多く、

ら今日では整備されている。のみならず、衆参両院の議員会館建て替えに伴い、二〇一〇年に衆議院第二議員会館内に開設された「キッズスクウェア永田町」は東京都認証保育所であり、多くの女性議員や女性秘書に活用されている。

### (三) 諸外国の議会における女性議員

日本では女性に参政権が付与されたのは七一年前のことであるが、ニュージーランドでは英国領時代の一九九三年に選挙権が、一九一九年に被選挙権が認められている。また、世界で最も早く女性に被選挙権が認められた国は当時のロシア帝国領フィンランドであり、一九〇六年のことであった。その後、ノルウェーやデンマーク、アイスランド等でも認められ、徐々に広がりを見せた。

米国では一九世紀後半に婦人参政権獲得運動が始まったが、完全な形で女性に参政権が付与されたのは一九二〇年のことであり、修正憲法第十九条一項に「合衆国またはいかなる州も、性を理由として合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない」と記された。もっとも、多くの州では、それ以前に認められていた。

英国では一九一八年の第四次選挙法改正で婦人参政権が認められたが、男性が二一歳以上であったのに対し、女性は三〇歳以上であったため、平等選挙ではなかった。もっ

とも、この改正により、庶民院（下院）に初めて女性議員が選出された。英国において女性も男性と同様の参政権が与えられたのは一九二八年の第五次選挙法改正においてである。

フランスでは革命後に人権宣言が採択され、一七九二年に世界初の男性普通選挙が実施されるとともに、その半世紀後の一八四八年には直接選挙による本格的な男性普通選挙が実現した。しかし、革命後から女性参政権運動が展開され、また二十世紀初頭には多くのヨーロッパ諸国で女性に参政権が与えられたにもかかわらず、女性参政権が実現したのは一九四五年のことである。

女性参政権が日本やフランスよりも遅く認められた国もある。たとえばベルギーやイスラエルは一九四八年に、ギリシアは一九五二年に認められている。さらに、スイスでは第二次世界大戦前より婦人参政権運動が展開されたものの、憲法改正によって女性に参政権が認められたのは一九七一年のことであり、すべての州・準州で制限が撤廃されたのは一九九一年になってからである。

確かに早期に女性参政権が認められた国の中には、女性議員の比率が高い国がある。スウェーデンでは四三％であるし、ニュージーランドやオーストラリアでも三〇％を超えている。一九一五年に女性参政権が認められたアイスラ

ンドでは四一％、デンマークでは三八％を記録しており、世界平均の二〇％を大きく上回っている。

しかし、米国では女性議員の割合は二割に満たないなど、たとえ早期に女性参政権が認められた国でも、依然として女性議員の割合が少ない例もある。逆に女性参政権が遅く認められた国であっても、女性議員の割合が高い場合もある。日本と同時期に女性参政権が認められたイタリアでは女性議員は三〇％を、またフランスでは二五％を占めている。スイスにおいても女性議員の割合は二八％である。

女性議員の割合は各国における価値観や文化、選挙制度等に大きな影響を受ける。たとえば小選挙区制が採用されている国では女性議員の増加は容易ではないといわれている。しかし、徐々にではあるが、世界的に女性議員を増やすための取り組みがなされており、効果を発揮している。具体的にはポジティブ・アクションとしてのクォータ制であり、議会選挙に何らかの形でこの制度をとり入れている国は全体の半数を超えている。

クォータ制は一定の女性割合を設けることであるため、導入国における議会では、女性議員の割合は世界平均を上回っている場合が多い。もちろん導入してはいるが、一定の女性議員割合を維持している国もあるが、総じてクォータ制は女性議員の数・割合を維持・増加させることに有効である。議会選挙に何らかの形でこの制度をとり入れている国は全体の半数を超えている。

だといえる。逆により、クォータ制が導入されている国も、世界平均を上回らないこともある。

ひとえにクォータ制といっても、大きく二つに分類される。つまり、法律型と政党型である。法律型とは文字通り、憲法や法律に女性議員・候補者の割合を定める方法であり、女性割合が最も高いルワンダやボリビア、スペイン、ベルギー等で採用されている。一方の政党型とは政党が自発的に女性議員・候補者の割合を定める方法であり、スウェーデンやアイスランドなどで採用されている。

拘束力の強さにかんがみれば、法律型クォータ制のほうが一定の女性議員割合は担保されやすい。しかし、大きな政治的・社会的な変化が生じない限り、その導入は容易ではないともいえる。法律型クォータ制が採用されている国の多くがアジアやアフリカ、南米の諸国であるのは、民主化の過程で憲法や法律に盛り込まれたからである。ルワンダやボリビアでは、新憲法制定時にクォータ制が盛り込まれた。

もちろんOECD（経済協力開発機構）加盟国の中にも、法律型クォータ制を採用している国がある。日本と同時期に女性参政権が認められたフランスでは、長期にわたって女性議員の割合が一割未満であったため、二〇〇〇年に選挙における候補者数を男女同数とする法律（パリテ法）が

制定され、直近の調査では四人に一人が女性議員になった。一方、クォータ制の類型で最も多いのが政党型である。政党型クォータ制は女性議員・候補者比率を法律で定めるのではなく、各党が自発的に取り組むものであるが、女性票へのアピールにもなり、政策との相乗効果で一定の効果を発揮している場合もある。たとえば英国では労働党は一定割合を女性候補者に割り当てているため、女性議員割合が二割を超えているのに対し、採用していない保守党の割合は一割未満となっている。

このようにクォータ制は女性議員割合の増加に有効であり、また女性議員が議会で一定割合を占めれば女性の視点が政策により反映されやすい。しかし、問題は、日本において法律でそれを定めることに問題や違和感はないのか、ということである。むしろ各党が政策実現のため、さらには選挙対策のため、独自に一定の女性候補の割合を設けるほうが現実的であるとの考えもある。

#### (四) クォータ制をめぐる日本の議論

一九九九年に男女共同参画社会基本法が制定されたのを受け、日本でも行政分野を中心にクォータ制が導入された。二〇〇〇年に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」にもと



づき、二〇〇五年度末までに女性委員の割合を「三〇%」にすることが目指され、また二〇一〇年の「第三次男女共同参画基本計画」でその目標がさらに引き上げられた。

こうした取組みの結果、二〇一三年九月現在、国の審議会等の女性委員割合は三四%になった。本省指定職や課室長の割合は三%台であるものの、国家公務員における女性の採用割合も概ね三分の一になっている。政府は「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に占める割合が、少なくとも三〇%程度」にすることを目標としてきたが、行政の分野では一定の前進が見られる。

地方公共団体においても、男女共同参画社会に向けた施策が進みつつある。二〇一五年四月現在、全都道府県および政令指定都市において、また四分の三近くの市町村で男女共同参画に関する計画が策定されている。条例に関しては、千葉県を除く四六都道府県および全政令指定都市で制定されている。

しかし、政治の分野、とりわけ国会においては、女性議員の割合はまだまだ少なく、OECD加盟国の中で日本は最下位に位置づけられている。そのため、二〇一五年二月に超党派の国会議員から成る「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が結成され、クオータ制を導入して女性議員割合を増やすことが目指されてきた。

の、与野党の間に隔たりが生じたため、民進党を中心とする野党四党は二〇一六年五月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を国会に提出した。また、民進党は単独で衆議院総選挙の比例代表選挙にクオータ制の導入を図るための公職選挙法改正案も提出した。

野党が提出した法案の基本原則には、「政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者ができる限り同数となることを目指して行われなければならない」と記され、努力目標であるものの、候補者の数を「男女同数」にすることが掲げられている。

もとより与野党案とも、あくまでも理念法にすぎず、たとえこうした法案が成立したとしても、そのまま各党に具体的な義務が課されるわけではない。しかし、野党案の「できる限り同数」との表現は、与党案との間の最大の対立点になった。すなわち、与党案では男女の候補者数を「できる限り均衡」にすることが謳われ、表現は近いものの、必ずしも女性候補の比率を五割にすることは読み取れないものとなっている。

また、国および地方公共団体の責務に関しても、与党案では「政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるもの」とす

同議連では二〇一五年六月に中間報告をまとめ、各党の公認候補が原則として男女同数になるよう配慮すること等が記された。また、現在の衆議院における比例代表名簿の登載方法に変更を加えることも提案された。現在、衆議院の比例代表制は主に小選挙区における立候補者との重複立候補に活用されているが、これを見直し、比例代表選挙の名簿上位に女性候補の割合を設けることが想定されている。

もちろんクオータ制といえども、一定の割合で女性候補者を揃えることであるため、必ずしも女性議員数の増加に直結するわけではない。また、たとえ小選挙区に女性候補を擁立しても、それだけで厳しい選挙戦を有利に戦えることになるとは限らない。しかし、比例代表名簿の上位に「女性枠」が設けられれば、各党において女性議員の割合が増える可能性は高まる。

こうした議論と検討を経て、同議連は法案の骨子をまとめた。同骨子ではその目的として「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること」を謳い、各党に「男女のそれぞれの公職の候補者の数について、目標を定める等、自主的に取り組むよう努める」と記された。

しかし、基本的な方向性および内容では一致していたもの「とされているのに対し、野党案では「実施しなければならない」とあり、努力規定が義務規定かの違いが見られる。

もう一つの違いは人材育成についてである。政治分野においても女性割合を増やすことは世界的な潮流ではあるが、問題は質的な向上も図ることができるか否かである。そのため、与党案では「人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする」とあるが、野党案にはこうした条文は用意されていない。

そもそも与党案は野党案より半年遅れの二〇一六年一月に自民党で了承されたものの、党内手続きの過程で異議も唱えられたと報じられた。とりわけクオータ制を設けることに関しては、厳しい批判があったとされる。諸外国では女性議員を増やすためのクオータ制が基本的に中道左派政党から提案・実践されたことを踏まえると、そうした慎重論は十分に想像できる。英国でも保守党はクオータ制を設けていない。

政治分野における男女共同参画の推進との方向性では一致しているも、与党案と野党案の根本的な思想には違いが見出される。さらに、仮にこうした理念法が成立しても、具体化されるには公職選挙法等も改正されなければならない。選出ルールそのものにも関わることである。二〇一七

年の第九十三回通常国会以降、両案はいつでも実質審議に入れる状況に置かれたが、妥協点を見出し、次の段階に進めることは必ずしも容易ではないと見られている。

#### (五) 利点と短所の比較検討

近年、とりわけ福祉や災害対策といった政策分野における女性の視点の重要性が高まっている。しかし、何らかの工夫を凝らさなければ、女性議員の割合を飛躍的に高めることは難しい。諸外国の例を見れば、クオータ制を導入すれば、女性議員割合が増える傾向にあることは確かである。

しかし、これまで女性議員の割合は少なかったものの、必ずしも女性軽視の政策が形成されてきたわけでもない。国会審議においても、男性議員から女性への配慮が主張されることも多い。有権者の半数は女性であり、さらに現実の選挙では女性票が極めて重要とされるため、女性の視点を配慮しない政策が推し進められれば、当選・再選は難しくなる。

また、これまで女性蔑視発言をして落選・引退に追い込まれた議員もいる。平成元年の参議院選挙で大量の女性候補が社会党(当時)を中心とする野党から当選したのも、時の首相の女性問題も大きな要因の一つであった。その意味では、女性議員の割合を強制的に増やさなければならな

た地域に多いのが一つの特徴である。都市部ではいわゆる無党派層が多く、地縁や血縁に頼らない選挙を展開できることがその一因である。また、農村部よりも、福祉や教育、児童対策等有権者の大きな関心事になっていることも考えられる。しかし、湖南市(滋賀県)や歌志内市(北海道)のような農村部の小規模自治体においても女性議員比率が高い例もある。

このように考えると、クオータ制の導入は女性議員比率を高めるための十分条件ではあっても、必要条件ではないといえる。つまり、クオータ制を導入しなくても女性議員比率を高めることができるのではないかと考えられる。与党案および野党案が国会で審議されず、膠着状態が続くのであれば、結果的に何の進展もない。そのため、新規立法を伴わない方法の検討も重要となる。

そもそも各党・候補者が女性に一層配慮した公約を掲げれば、女性有権者の支持が得られやすいかもしれない。もしも従来の女性議員比率の低さが大きな問題を引き起こしているのであれば、女性に一層配慮した政策を打ち出し、多くの女性候補を擁立する政党が女性有権者の支持を得やすいはずである。

ヨーロッパ諸国では、女性政策を充実させるためにも、中道左派政党からクオータ制の導入を図ったといわれている。

い必然性は見出されないかもしれない。

仮に女性に一層配慮した政策や施策、あるいは女性の視点が求められるのであれば、クオータ制を設けなくても、おのずと女性議員の割合は増えるはずである。歴史的、文化的な違いはあるものの、フィンランドやニュージーランドでは法律型はもとより、政党型のクオータ制も導入されていないにもかかわらず、女性議員の割合は高い。

国会と同様、日本の地方議会においても女性議員の比率は総じて低い。二〇一四年一月現在、都道府県議会と町村議会では平均で八・九%、市議会では一三・八%である。

しかし、その中でも東京都議会の比率は二割近くであるし、京都府と滋賀県、奈良県、神奈川県、秋田県、福島県は一四%を超えている。また、区議会では女性議員が平均で四分の一を占め、政令指定都市の場合、一六・六%である。

もちろん女性議員比率が一割に満たない地方議会も多い。しかし、全市議会の二二・八%で女性議員比率が二割を超えており、三五市の議会では三〇%以上になっている。東京都の清瀬市や小金井市では、女性議員比率は四〇%を超えている。これらの地域でもクオータ制を用いているわけではなく、結果として女性議員比率が高くなっている。

女性議員比率が三〇%を超えている議会は、都市化され

るが、現在までのところ、日本では成功していない。また、民進党はクオータ制の導入を柱とする法案を提出したが、真に女性議員比率を高めようとするならば、まずは党則や綱領で明確な比率を謳い、実践していく必要があると考えられる。そうした戦略が成功すれば、他の政党にも波及する。

かつて民主党は二〇〇九年の衆議院総選挙で多くの女性候補を擁立した。しかし、すでに郵政選挙に際して自民党は、とりわけ比例代表で多くの女性候補を擁立して当選させた。本来、まずは民主党が女性候補の擁立に積極的に取り組むべきであったが、自民党の後塵を拝する形になった。

必ずしも制度を新設・改正しなくても、女性比率を高めるもう一つの例として組閣が挙げられる。日本では女性閣僚の割合は小さく、従来、各内閣における女性閣僚は一人か二人であった。ノルウェーなどの北欧諸国では閣僚の半数以上が女性であるのに比べると、極めて少なかった。しかし、非民連立政権として発足した細川護熙内閣では三人の女性が起用され、同時に初の女性衆議院議長も誕生した。

さらに第一次小泉内閣や第二次安倍改造内閣では五人の女性が閣僚に起用された。この人数は維持・継続されたわけではないが、少なくともこれらの内閣では女性閣僚比率

は約三〇%になった。のみならず、近年、女性が任命されるポストも、男性と大きな遜色がなくなった。少ない女性議員の中から閣僚を起用してその活躍を国内外に示すには、ポストの「数」だけではなく「質」も重要な要素になったといえる。

選挙や閣内閣外に際して女性を優遇することに対しては、一部から「逆差別」との指摘もある。しかし、政党が戦略として、また政策として、多くの女性候補を擁立することには何ら問題はない。時の首相が内閣の政策を遂行するため多くの女性閣僚を起用しても問題がないのと同じである。その意味では、女性比率を高めることは、結局は首相や各党党首の方針で決まるし、そのほうが現実的である。

#### (六) おわりに

本稿では、日本における女性議員比率を高めるための動向について考察を加えた。既述したように、女性参政権が認められて七〇年余が経つが、日本では依然として女性議員比率は低く、OECD加盟国の中で最下位である。政府は社会のあらゆる分野で、二〇二〇年までに指導的な地位に占める割合を少なくとも三〇%にすることを目標としているが、政治の分野では著しく立ち遅れている。

諸外国では女性議員比率を高めるため、クオータ制の導

入を図っている国が多い。クオータ制は法律型と政党型に大別されるが、いずれかを導入している国は一〇〇カ国を超えている。こうした現状にかんがみ、与野党で対応はわかれたものの、超党派の議員連盟が結成され、法案の成立が目指されてきた。

確かに女性議員比率を高めるためには、クオータ制の導入は一つの方法である。各党が一定の割合で候補者に「女性枠」を設ければ、女性議員の数は必然的に多くなることが予想される。実際、ルワンダやボリビア、スウェーデン、スペイン等ではクオータ制が採用され、女性議員の比率は四〇%以上になっている。国会議員そのものに「女性枠」を設けることは難しいものの、たとえば各党の比例代表名簿に一定の女性比率を定めることは有力な選択肢の一つである。

しかし、法律でこうしたクオータ制を設けることには否定的な意見も少なくない。女性候補を増やし、女性議員比率を高めることに努力することでは一致していても、具体的な数値を設けることに関しては強い批判もある。議員連盟が結成されながら、与党と野党との間で対応がわかれたのは、まさにこの点であった。

法律型のクオータ制は女性比率を強制的に設けるものであるが、こうした方法に依らなくても、各党、とりわけ中

道左派政党が女性をより一層支援する政策を掲げ、自発的にクオータ制を設けて有権者がそれを支持すれば、女性議員比率はおのずと高まるはずである。フィンランドやニュージーランドではクオータ制が導入されていないにもかかわらず、女性議員の割合は高い。

さらに、日本の地方議会でも全体的に女性議員比率は低いものの、一部では三〇%以上になっている。そしてその要因として、女性候補者が当該有権者の需要に見合った公約・政策を掲げていることが考えられる。また、最近の内閣においても、女性閣僚の比率が三〇%前後になることもある。

逆説的に考えれば、女性議員を増やす需要が大きく高まらないのは、これまでの政策が女性の視点を加味してきたからだともいえる。もしも女性議員の比率を高めるのであれば、新たな法律を定めるよりも、政党がより女性を一層支援する政策・公約を掲げ、みずからクオータ制を定めることから始めるほうが現実的であると考えられる。

#### (七)

【主な参考文献等】  
・高澤美有紀「女性国会議員比率の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF 第八八三号』（二〇一五年、国立国会図書館）。

・竹信三恵子『女性を活用する国、しない国』（二〇一〇年、岩波書店）。

・辻村みよ子『ポジティブ・アクション—法による平等の技法』（二〇一一年、岩波書店）。

・内閣府男女共同参画局『平成二十八年版 男女共同参画白書』（二〇一六年、勝美印刷）。

・三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』（二〇一四年、明石書店）。

・三浦まり編著『日本の女性議員どうすれば増えるのか』（二〇一六年、朝日新聞出版）。

・全国紙各紙（読売・朝日・毎日・日本経済・産経）

## 財団だより

### 【二〇一六年度活動報告】

#### (一) 機関誌『世界と議会』の刊行

春号(特集・日本の課題―国政と地方政治のこれから) 四月発行。夏号(特集・日本の安全保障と政治の課題) 八月発行。二〇一六年秋冬合併号(特集・復刻「尾崎記念会館・時計塔建設記」) 十月発行。※本誌は、議員、自治体、国会・公立図書館等へ広く配布。特に秋冬合併号は、憲政記念館の歴史を知る貴重な資料として多くの国会議員に読まれ、高い評価を頂いています。

#### (二) 「学堂塾」の開催

計十六回講義を開催し十五名が卒業。主な講師陣は、伊勢崎賢治(東京外大教授)、北川正恭(早大名誉教授)、井沢満(脚本家)など。また、昨年度同様、宮城・岩手・福島では東北復興支援の一環としてオンライン講義を無料公開。※財団設立六十周年を記念した特別公開講座(長峯基氏「論語と佐藤一斎『言志四録』」)では、塾生以外にも多くの方々にご参加頂き、貴重な人間学を学んで頂きました。

#### (三) 「講演会」の開催

災害対策、米大統領選、憲法、安全保障等をテーマに七回開催。また、伊勢市及び都内で、尾崎行雄や十八歳選挙権などをテーマに出張講演を四回開催。※財団設立六十周年記念講演(小川和久氏「世界の平和をフィクションで語るなかれ」)では、内外から多くの方々にご参加頂き、世界情勢と平和・安全保障について深く学んで頂きました。

#### (四) 「政経懇話会」の開催

「混迷の時代に日本政治をどう構想するか」(谷藤悦史・早大教授) 八月開催。「今後のアジア情勢と日本政治の課題」(ペマギヤルポ・桐蔭横浜大院教授) 一月開催。「日本とモンゴル国の絆」(ソドフジャムツ・フレルバートル・駐日モンゴル国大使) 三月開催。

#### (五) 財団設立六十周年記念事業

『18歳からの投票心得10カ条』(石田尊昭著) 出版記念パーティーを六月に開催。また、「財団設立六十周年・感謝の集い」を十月に開催。※両事業には延べ三百名の方々にご参加頂き、尾崎行雄や財団の歩み・記念館の歴史について深く学んで頂きました。

二〇一七年度も、昨年度に引き続き、有権者啓発・人材育成・被災地支援などに積極的に取り組んで参ります。ご支援ご協力をお願い申し上げます。

#### 世界と議会(第五七六号)

定価五百円

発行所 一般財団法人 尾崎行雄記念財団

〒100-0001 東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念館内

電話 〇三(三五八一) 一七七八

ファックス 〇三(三五八一) 一八五六

ホームページ <http://www.ozakiyukio.jp>

メール [info@ozakiyukio.jp](mailto:info@ozakiyukio.jp)